# 平成17年度 包括外部監査結果報告書

〈テーマ1〉

下水道事業の 財務に関する事務の執行 及び 経営に係る事業の管理

神戸市包括外部監査人

公認会計士 岩﨑 和文

# 《 神戸市包括外部監査報告書 目次 》

第1章 包括外部監査の概要	1
I 包括外部監査の種類	1
Ⅱ 選定した特定の事件(テーマ)	1
1. 包括外部監査の対象	1
2. 包括外部監査の対象期間	1
3. 事件(テーマ)を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続	3
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 包括外部監査従事者の資格	3
7. 利害関係	4
第2章 下水道事業の現況と概要	5
I 下水道事業の現況	5
1. 下水道施設等の現況	
2. 主な平成16年度の事業	7
3. 下水道の普及状況	10
4. 下水道事業の財政状況	
(1) 損益計算書及び貸借対照表の変遷	
(2) 経営状況	
5. 職員の状況	
Ⅱ 下水道事業の課題と計画	
1. 処理場のネットワーク化(予算170億円)	
2. 処理能力増強(予算62億円)	
3. 施設の改築更新(予算431億円)	
4. 浸水対策(予算168億円)	
5. 汚水面整備(予算246億円)	
6. 自然環境の保護(予算99億円)	
7. 施設空間の活用(予算24億円)	
第3章 包括外部監査の結果及び意見	
I 平成16年度決算上の留意事項	
1. 概要	
(1)会計処理方法の変更	
(2) 会計処理方法の変更以外の平成16年度における留意すべき決算上の処理	32

(3) 基金を利用した企業債一括償還の実	尾施:	33
2. 監査の結果	:	33
3. 監査の意見	:	33
Ⅱ 収入調定と債権管理	:	36
1. 水道局への下水道使用料の調定事務の	委託契約について	36
(1) 委託と直接徴収の区分	;	36
(2) 委託料について	:	38
2. 収入調定の流れについて		41
3. 下水道使用料の収納状況について		43
4. 債権管理方法について		46
5. 水道局から建設局への一括返還債権に	ont	47
6. 不納欠損処理について		50
Ⅲ 契約事務		54
1. 概要		54
(1) 工事契約の契約方法	{	54
(2) 価格情報の事前公表の試行		56
(3) 委託契約の適正化		56
(4) (財) 神戸市都市整備公社		59
2. 監査の手続	6	60
(1) 監査の対象契約	6	60
(2) 監査の手続	6	63
3. 監査の結果と意見	6	65
(1) 委託と請負の区分について		65
(2) 落札予定価格の事前公表について	(	66
(3) 工事の分割発注単位について	6	67
(4) J V構成員破綻の場合の手続につい	/T	68
(5) 随意契約理由について	(	69
(6)業者の固定化及び包括的民間委託	こついて	72
(7)VE特約条項付契約及UVE提案付入	札の機能状況について	74
(8) (財) 神戸市都市整備公社の事業再	委託について	74
(9) (財) 神戸市都市整備公社の事業再	<b>逐託手続の妥当性の検証について</b>	76
	備公社への事務費支払いについて	
IV 財産管理		79
1. 固定資産に係る会計処理について		79
2. 財産管理の一元化について		81
3. 財産管理の現物確認について	{	82

	4. 投資の効率性について    85	3
	(1) 新和田岬ポンプ場建設(雨水関連) 8.	3
	(2) 垂水処理場(北側)(汚水関連) 8	4
	(3) 玉津処理場の拡張工事 80	6
	5. 共同溝について 8	7
V	人件費93	3
	1. 人件費について 9:	3
	2. 給与について 98	8
	3. 特殊勤務手当について	8
	4. 賞与について 99	9
	5. 賞与引当金について	1
	6. 退職金について 10.2	2
	7. 退職給与引当金について 10	4
VI	環境会計への取組について 100	7
	1. 概要	7
	(1) 現状	7
	(2)「水環境レポート」の内容108	8
	(3) 神戸市の今後の対応	9
	2. 監査の結果	0
	3. 監査の意見110	0

# 第1章 包括外部監査の概要

I 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### Ⅱ 選定した特定の事件(テーマ)

1. 包括外部監査の対象

下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 2. 包括外部監査の対象期間

平成16年度(自:平成16年4月1日 至:平成17年3月31日) ただし、必要に応じて過年度及び平成17年度分についても一部監査の対象と しました。

#### 3. 事件(テーマ)を選定した理由

神戸市下水道事業会計は、平成 16 年度を除き平成 7 年 1 月の震災の影響により平成 6 年度会計から平成 15 年度まで連続 10 年間経常損失を計上、平成 15 年度末では累積損失が 232 億 5 千 9 百万円に達しており、一般会計からの補助金も 125 億 2 千 7 百万円となっています。

また、貸借対照表上資本金に計上されている将来返済が必要な借入資本金 (企業債)が1,733億7千万円と負債・資本合計金額の24.95%にも達しており、 下水道使用料収入の8.82年(平成15年度)分となっています。このようなな か、水環境のさらなる向上と快適な都市環境の創造のために「第9次神戸市下 水道整備5カ年計画」(略称9次5計という)にもとづき平成13年度~平成17 年度総事業費1,200億、年平均240億の投資が予定されており、平成15年度 では、資本的支出が353億9千3百万円(内建設改良費228億2千6百万円) 計上されています。

下水道使用料は、昭和61年から引上げられていないなか、使用料回収率 (使用料単価/汚水処理原価)が90%(平成16年度)と原価が収入を上廻っている状況にあります。公営企業としての安全で安定したサービスを提供することが必要でありますが、一方、神戸市公営企業として効率的、経済的に運営されているか否かも重要であります。

そこで、

- ①下水道事業の財務に関する事務が関係法令等に基づいて適法に遂行されているか
- ②下水道事業の経営管理が
  - ア 住民の福祉の増進に努める、最小の経費で最大の効果を挙げる(地方自 治法第2条第14項)
  - イ 組織及び運営の合理化に努める、規模の適正化を図る(同上第15項)
  - ウ 企業の経済性を発揮する。公共の福祉を増進する

(地方公営企業法第3条)

以上、ア・イ・ウの趣旨にそって適正に運営されているか、について調 査、検討することが有用であると判断いたしました。

#### 4. 包括外部監査の方法

- (1) 監査の着眼点
- ①下水道使用料の徴収事務手続は適切になされているか
- ②下水道使用料及び受益者負担金等の未収入金は適正に管理回収されているか

- ③指定工事者、開発負担金の処理に問題はないか
- ④契約事務手続きは法令等に則り適正に遂行されているか
- ⑤(財)神戸市都市整備公社、日本下水道事業団への委託手続は適切になされて いるか
- ⑥固定資産の取得、処分や維持管理等は適正に実施されているか
- (7)固定資産は効率的に運用されているか
- ⑧環境会計への対応は適切になされているか
- ⑨人件費、需用費、その他支出に非効率な支出はないか
- (2) 主な監査手続
- ①諸規程の調査及び実務手続の諸規程への準拠性の調査
- ②関係書類の査閲及び照合
- ③関係部署担当者への質問及び資料の入手
- ④固定資産現地調査及び現物実査
- ⑤各種数値の比較分析
- 5. 包括外部監査の実施期間

平成17年8月4日から平成18年2月7日まで

なお、平成17年4月1日から平成17年8月3日までは、事件の選定を行う とともに、補助者の選定を行いました。

#### 6.包括外部監査従事者の資格

公認会計士 石田 博信 公認会計士 堀 裕三

公認会計士 森山 恭太 公認会計士 安達 誠二

公認会計士 長谷川 史世

# 7. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の 規定により記載すべき利害関係はありません。

# 第2章 下水道事業の現況と概要

# I 下水道事業の現況

昭和26年の生田低区汚水幹線の着工から第1期下水道整備事業を開始し、現在では7ヶ所の下水処理場(東灘、ポートアイランド、中部、西部、鈴蘭台、垂水、玉津)と23ヶ所のポンプ場を有しています。

## 1. 下水道施設等の現況

## ① 管渠

		管 渠 延	長 (m)			
処 理 区 名	汚	水	雨水			
	16 年度末見込	17 年度末予定	16 年度末見込	17 年度末予定		
東灘	766, 184	772, 254	88, 583	88, 653		
ポートアイランド	61, 420	65, 630	15, 956	18, 893		
中央	870, 648	884, 530	127, 050	129, 561		
鈴 蘭 台	207, 387	207, 676	36, 330	36, 330		
垂水	661, 629	667, 691	124, 026	124, 490		
玉津	798, 932	809, 130	140, 256	140, 983		
武庫川上流流域関連	349, 790	352, 621	56, 895	57, 100		
加古川上流流域関連	206, 096	208, 806	18, 246	18, 246		
合 計	3, 922, 086	3, 968, 338	607, 342	614, 256		

(民間団地引継分含む)

## ② 処理場

水環境			処理能力	$(m^3/\exists)$		運転開	
か 塚 境 センター名	処理場名	所 在 地	平成 16 年	平成 17 年	処理方法	始年	備考
レング 24			度末	度末予定		月	
東	東灘	東灘区魚崎南町2丁目	320,000	320, 000	二次処理	37. 10	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		1-23					
神戸市都市	<b>ポートアイラン</b>	中央区港島中町8丁目	12,000	12,000	高度処理	55. 5	
整備公社	1,3	4					
	中部	兵庫区上庄通 1 丁目	77, 900	77, 900	二次処理	33. 11	
中央		1-50					
	西部	長田区南駒栄町 1-44	190, 000	190, 000	二次処理	40. 4	
神戸市都市	鈴蘭台	兵庫区烏原町字譲原	16, 000	16, 000	高度処理	43. 9	
整備公社							

	垂	水	垂水区平磯 1 丁目	151, 000	151,000	二次処理	49.8	() は分
西			1-65	内	内			場分
				(54, 720)	(54, 720)			
	玉	津	西区森友1丁目26	116, 000	116, 000	高度処理	56.8	
		合計	†	882, 900	882, 900			

# ③ 汚泥焼却施設

			処理能力	(t/目)		運転開		
管理事務所 名	施設名	所 在 地	平成 16 年	平成 17 年	処理方法	始	備考	
			度末	度	处理力伝	年	7佣 存	
				末予定		月		
向洋	東部スラ	<b>主州区户沙岭主</b>						
神戸市都市)	ッジセン	東灘区向洋町東	600	600	焼 却	61.6		
整備公社	ター	2 丁目 1-1						

# ④ ポンプ場

水環境			能力(m³/タ	子)		運転開始	
小	ポンプ場	所 在 地	平成 16 年	平成 17 年	目的	年 月	備考
ピング・石			度末	度末予定		十 万	
	深江大橋	東灘区深江浜町 159	15. 4	15. 4	汚水中継	44. 10	
	本 庄	東灘区深江南町	29. 0	29. 0	66	41.4	合流区域
東	変集ポンプ 選集ポンプ	4 丁目 6-5	740. 0	740. 0	雨水排除		対応
	巡, 4, 4, 7	41 日 0 0	12.0	12. 0	汚水中継	H13.4	"
	魚崎	東灘区魚崎南町	338. 7	338. 7	汚水中継	37. 10	"
	思 剛	2 丁目 1-15	1, 580. 0	1, 580. 0	雨水排除		
	大 石	灘区大石南町	81. 6	81. 6	汚水中継	46. 5	
	人和	1 丁目					
神戸市都市	<b>ポートアイラン</b>	中央区港島中町	13. 0	13. 0	"		H10.3
整備公社	ド第1	1丁目				55. 7	マンホールホ゜ン
		1 1 日					プ化
	<b>ポートアイラン</b>	   中央区港島中町					Н9.2
	ド第2	7丁目14	1.0	1. 0	"	56. 5	マンホールホ゜ン
		, 1 11					プ化
	ポートアイラン	   中央区港島中町					Н8.9
	ド第3	8丁目	1.0	1.0	"	57. 4	マンホールホ゜ン
		0.1 H					プ化
中央	宇治川	中央区東川崎町	116. 9	116. 9	"	30. 4	
		1丁目1-2	313. 2	313. 2	雨水排除		
	湊川	兵庫区湊川町	417.0	417.0	"	44. 6	

			1丁目1					
	和田	岬	兵庫区遠矢浜町 5-5	609. 2	609. 2	"	35. 7	
	浜	中	兵庫区浜中町	565.8	565.8	"	56. 9	
			2丁目18					
	島	上	兵庫区鍛冶屋町	1, 125. 7	1, 125. 7	"	Н6. 4	
			1丁目1					
	明泉寺 丸 山		長田区明泉寺町 3丁目2	2.0	2. 0	汚水中継	54. 10	H8.3 マンホールホ°ン プ 化
			長田区西丸山町 1丁目 7-5	10. 6	10.6	··	52. 2	
	南駒	栄	長田区南駒栄町 1-44	678. 0	678. 0	雨水排除	49. 4	
	外:	沂	須磨区外浜町	240.0	240. 0	"	41. 9	
	91	供	2 丁目 2-5					
	塩	层	垂水区塩屋町	37.5	37. 5	汚水中継	53. 12	
			1丁目5-16					
	舞子		垂水区舞子台	68.0	68.0	"	58. 4	
	<b>γ</b> Ψ	1	5 丁目 1					
西	神	明	西区伊川谷町有瀬字	2.3	2. 3	"	60. 12	
			東細谷 166-5					
	吉	田	西区森友1丁目26	1, 715. 0	1, 715. 0	雨水排除	56.6	
	上:	池	西区玉津町上池 266	526. 0	526. 0	"	60.10	
	岩 岡		西区上新地 3丁目 12-7	5. 0	5. 0	汚水中継	Н2. 6	
向洋 (神戸市都市) 整備公社	向 洋		東灘区向洋町東 1丁目3	50. 0	50. 0	···	61.6	
(受託分)	東川	崎	中央区東川崎町 4丁目 2-1	63. 6	63. 6	雨水排除	48.4	

# 2. 主な平成16年度の事業

新・神戸市基本構想 (2025) 神戸市下水道長期計画基本構想 (2025) に基づく「神戸市下水道長期計画」の内の第9次神戸市下水道整備五ヵ年計画 (平成13年度~平成17年度)総額予算額1,200億円によって事業が進められており、平成16年度 (平成16年4月~平成17年3月) の主な事業は下記の通りであ

ります。

- (1) 水質の保全
  - ①処理場の整備・拡充
  - ア 東灘処理場------汚泥消化タンク築造等

  - ②合流式下水道改善事業
  - ア 阪神本線住吉・芦屋間連続立体交差事業に伴う合流管移設工事等
  - ③流域下水道事業(兵庫県への建設負担金)
    - ア 武庫川上流流域下水道
    - イ 加古川上流流域下水道
- (2) 普及の促進
  - ①既成市街地の整備-----北区八多町附物地区等
  - ②農村下水道の整備------西区神出町五百蔵地区、北区山田町

原野地区他

- (3) 浸水対策の強化

  - ②三宮南地区浸水対策------暫定対策、中長期対策
  - ③新和田岬ポンプ場の整備-----ポンプ場築造、連絡雨水幹線等
  - ④「あまみず利用タンク」設置助成制度--118件助成
  - ⑤排水設備改善助成制度-----176件助成
- (4) 効率的な管理の推進
  - ①下水道台帳システム、財務会計システムの整備等
  - ②施設の改良、補修
- (5) 災害に強い下水道の構築

①ネットワーク幹線の構築	須磨浦汚水幹線等
②ネットワークポンプ場の構築	垂水処理場ネットワークポンプ場築
	造
(6) まちの復興の支援	
①まちづくりにあわせた整備	六甲道駅北地区、新長田駅北地区、
	鷹取東地区等
(7) 下水道の多目的利用	
①再生水の活用	ポートアイランド、六甲アイランド
	水リサイクル事業
②焼却灰の有効活用	インターロッキングブロック、アス
	ファルトフィラー等利用量 2,638t (利
	用率 53. 7%)
③消化ガスの利用	東灘処理場ほか 4 処理場で消化ガス
	利用量 6, 200 千㎡/年 (利用率 66%)
④太陽光発電設備の運転	玉津処理場
⑤処理場跡地の有効活用	名谷処理場
(8) その他	
①広報(参加型、広報紙等)	水環境フェア(アーモンド並木と春の
	音楽会、処理場見学会)
②啓発	アクアサポーターの委嘱
	水まわり・排水設備得ダネ講座
③仮設トイレの整備(3ヶ所)	

## 3. 下水道の普及状況

	9次5計	(目標)				
	A	В	С		Е	達成率
				D		C/A
	平成13年度~平	平成 17 年度末	平成 13 年度~	うち	平成16年度末	(%)
	成17年度	累計	平成 16 年度	平成 16 年度	累計	
汚水管整備区域面積(ha)	1, 432	18, 862	867	338	18, 297	60. 5
汚水管渠布設延長 (km)	220	3, 926	206	65	3, 912	93. 6
処理場処理能力(千㎡/日)	△ 23	887	△ 27	0	883	_
雨水管渠布設延長(km)	41	613	32	7	604	78. 9
人口普及率(%)	0.6	98.5	0.4	0. 1	98. 3	66. 7

※ 9次5計 総事業費1,200億円(8次5計 計画1,649億円 実績1,550億円)
 平成15年度の状況を他都市と比較しますと下記の通りであり、神戸市の下水道
 処理人口普及率は98.2%となっています。(平成16年度末では98.3%)
 (資料)大都市比較統計年表平成15年(大都市統計協議会、平成17年3月31日発行)

(単位 面積=ha) 「下水道普及率」は、排水区域人口÷推計人口(平成 16 年 4 月 1 日現在)である。

平成 15 年度末

都市	市域面積	公共下水道	排水区	域	処理区	5域	下水処	ポンプ場数	下水管延長	マンホール数	汚水枡数	下水処理場(		下水道	水泛	七化	下水道	都市	
HPII	门外面快			1±			理場	112 2 mg sx		17716	(3/1\ /bax	7778-0132	60 Met	D.T.16	使用戸数	. –	— w.	(%)	ни
		認可区域面積	人口	面積	人口	面積	数					総数	一日平均		人口	戸数			
札幌市	112,112	25,272	1,848,700	24,225	1,848,700	24,225	9	17	7,909	206,422	311,850	370,817	1,013	823,332	1,840,000	727,897	99.5	札幌	
仙台市	78,809	18,118	974,067	16,155	974,067	16,155	5	41	4,222	122,794	194,508	149,410	409	413,763	958,495	413,763	97.0	仙台	
さいたま市	16,833	10,372	845,522	8,199	845,522	8,199	1	17	2,224	58,979	159,890	5,317	15	305,236	790,563	317,496	80.7	さいたま	
千葉市	27,208	13,067	840,977	10,849	840,977	10,849	2	89	3,141	99,779	160,897	111,562	305	329,398	797,723	331,296	92.1	千葉	
東京都区部	62,149	56,340	8,427,379	56,152	8,427,379	56,152	13	80	15,503	474,806	1,836,429	1,741,831	4,759	4,640,464	8,417,522	4,053,864	100.0	都区部	
川崎市	14,435	11,280	1,278,200	10,440	1,278,100	10,439	4	19	2,829	113,240	-	202,077	552	601,082	1,254,620	562,960	98.5	川崎	
横浜市	43,498	40,023	3,525,621	30,600	3,525,389	30,458	13	26	11,263	513,425	307,663	570,350	1,558	1,516,041	3,495,376	1,454,628	99.6	横浜	
名古屋市	32,645	28,692	2,140,900	27,450	2,140,900	27,450	15	40	7,382	183,242		439,753	1,202	1,068,754	2,134,500	1,065,690	99.7	名古屋	
京都市	61,022	15,710	1,452,300	15,123	1,451,800	15,025	4	48	5,318	155,365	-	343,347	938	530,528	-	519,859	99.3	京都	
大阪市	22,196	19,360	2,598,721	19,009	2,598,721	19,009	12	57	4,811	181,638	554,735	704,572	1,925	1,338,331	2,598,459	1,338,331	99.9	大阪	
神戸市	55,081	22,315	1,488,100	12,007	1,488,100	16,394	7	23	4,445	190,446	274,350	193,858	530	694,915	1,484,000	693,037	98.2	神戸	
広島市	74,203	15,145	1,051,190	12,960	1,051,000	12,958	5	51	5,123	183,421	-	142,000	388	434,981	982,685	422,686	92.4	広島	
北九州市	48,555	18,715	993,964	15,553	993,964	15,553	5	34	3,960			168,581	461	417,677	983,935	455,894	98.9	北九州	
福岡市	34,060	16,923	1,369,200	16,286	1,369,200	16,286	5	46	6,362	137,017	245,625	175,529	479	694,275	1,349,701	621,084	99.2	福岡	

注:札幌市-「下水道使用戸数」は下水道使用料調停件数である。「排水区域人口」、「処理区域人口」及び「水洗化人口」は、百の単位で表した数値である。仙台市-「下水道普及率」は処理区域人口÷ (住民基本台帳人口+外国人登録人口) (平成16年3月31日 現在) である。さいたま市-「下水道普及率」は排水人口÷住民基本台帳人口(平成16年4月1日現在)である。千葉市-「下水道使用戸数」は下水道使用料の調停対象者数である。「下水道普及率」は処理区域人口÷ (住民基本台帳人口+外国人登録人口) (平成16年3月31日現在)である。横浜市-「下水道使用戸数」は下水道料金徴収対象件数である。「水洗化戸数」は水洗便所設置世帯数で、浄化槽を除く。「下水道普及率」は処理区域人口÷推計人口(平成16年4月1日現在)京都市-「下水道使用戸数」は「下水道対象給水装置数」であり、「水洗化戸数」は「下水道使用戸数」は「下水道使用戸数」は「下水道使用戸数」は「下水道使用戸数」は全市推定戸数から処理区域外戸数を引いた推計値である。「水洗化区域人口÷ (住民基本台帳人口+外国人登録人口)(平成16年3月31日現在)である。資料:さいたま市、川崎市、神戸市、北九州市-建設局 名古屋市-上下水道局 大阪市-都市環境局 他市(都)-下水道

# 4. 下水道事業の財政状況

# (1) 損益計算書及び貸借対照表の変遷

【貸借対照表】

(単位:円)

	科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
産の	部					
固氮	官資産					
(1	) 有形固定資産					
	イ 土地	37, 519, 309, 933	38, 761, 949, 909	38, 882, 543, 291	38, 811, 045, 086	39, 003, 907, 040
	口 建物	36, 709, 270, 715	37, 115, 362, 859	37, 186, 610, 775	37, 356, 643, 680	37, 945, 314, 012
	(減価償却累計額)	△ 9, 412, 959, 284	△ 10, 068, 386, 037	△ 10, 730, 808, 724	△ 11, 398, 013, 156	△ 11, 975, 873, 274
		27, 296, 311, 431	27, 046, 976, 822	26, 455, 802, 051	25, 958, 630, 524	25, 969, 440, 738
	ハ建物付属設備	5, 875, 808, 965	6, 058, 382, 943	6, 062, 428, 086	6, 218, 600, 636	6, 157, 992, 227
(減価償却累計額)		△ 3, 755, 851, 653	△ 3, 849, 644, 870	△ 3, 913, 385, 430	△ 4,004,883,531	△ 3, 833, 972, 336
二構築物		2, 119, 957, 312	2, 208, 738, 073	2, 149, 042, 656	2, 213, 717, 105	2, 324, 019, 891
		597, 367, 797, 109	615, 334, 454, 952	631, 207, 933, 904	643, 924, 994, 679	653, 960, 350, 376
	減価償却累計額	△ 140, 475, 840, 513	△ 150, 313, 265, 843	△ 159, 881, 584, 443	△ 170, 148, 714, 300	△ 173, 657, 721, 913
		456, 891, 956, 596	465, 021, 189, 109	471, 326, 349, 461	473, 776, 280, 379	480, 302, 628, 464
	ホ 機械及装置	125, 468, 365, 946	130, 568, 612, 168	131, 661, 870, 044	133, 565, 240, 350	133, 681, 617, 635
	減価償却累計額	△ 55, 647, 346, 806	△ 57, 756, 435, 409	△ 60, 006, 239, 124	△ 61, 985, 915, 533	△ 63, 904, 329, 22
		69, 821, 019, 140	72, 812, 176, 759	71, 655, 630, 920	71, 579, 324, 817	69, 777, 288, 41
	へ 車両運搬具	173, 138, 436	170, 097, 384	162, 985, 384	172, 108, 784	162, 239, 78
	減価償却累計額	△ 136, 623, 498	△ 135, 665, 274	△ 131, 693, 424	△ 137, 798, 885	△ 129, 199, 43
		36, 514, 938	34, 432, 110	31, 291, 960	34, 309, 899	33, 040, 34
	ト 工具器具及備品	2, 330, 773, 919	2, 476, 069, 919	2, 462, 509, 869	2, 553, 235, 869	2, 561, 028, 268
	減価償却累計額	△ 1, 305, 077, 855	△ 1, 450, 099, 730	△ 1, 558, 659, 838	△ 1,608,759,249	△ 1,651,798,08
		1, 025, 696, 064	1, 025, 970, 189	903, 850, 031	944, 476, 620	909, 230, 183
チ建設仮勘定		16, 148, 822, 172	14, 114, 303, 192	12, 444, 038, 972	17, 404, 032, 067	25, 591, 537, 580
	有形固定資産合計	610, 859, 587, 586	621, 025, 736, 163	623, 848, 549, 342	630, 721, 816, 497	643, 911, 092, 65
(2	) 無形固定資産					
	イ 施設利用権	5, 553, 500, 804	5, 461, 257, 343	5, 293, 425, 197	5, 116, 387, 925	4, 841, 168, 44

		口 地上権	3, 340, 001	4, 575, 334	3, 815, 667	1, 621, 400	1, 010, 200
		ハ 電話加入権	6, 844, 500	6, 844, 500	6, 844, 500	6, 844, 500	6, 844, 500
		無形固定資産合計	5, 563, 685, 305	5, 472, 677, 177	5, 304, 085, 364	5, 124, 853, 825	4, 849, 023, 145
	(3)	投資					
		イ 基金	34, 001, 171, 232	31, 965, 125, 252	30, 586, 423, 510	29, 030, 003, 109	4, 252, 384, 109
		口 敷金	10, 006, 254	10, 006, 254	10, 006, 254	10, 006, 254	10, 268, 754
		ハ 出えん金	106, 735, 000	106, 735, 000	106, 735, 000	106, 735, 000	106, 735, 000
		投資合計	34, 117, 912, 486	32, 081, 866, 506	30, 703, 164, 764	29, 146, 744, 363	4, 369, 387, 863
		固定資産合計	650, 541, 185, 377	658, 580, 279, 846	659, 855, 799, 470	664, 993, 414, 685	653, 129, 503, 662
2	流動資	<b>译</b>					
	(1)	現金預金	27, 133, 013, 691	26, 737, 034, 287	25, 360, 006, 615	22, 536, 819, 442	21, 806, 896, 230
	(2)	未収金	8, 216, 795, 192	8, 196, 124, 478	7, 350, 622, 326	7, 406, 098, 700	10, 546, 842, 335
	(3)	貯蔵品	55, 175, 480	34, 705, 060	21, 547, 180	16, 103, 480	13, 285, 940
	(4)	前払金	574, 773	612, 841	71, 990	73, 499	42, 922
	(5)	保管有価証券	32, 550, 000	11, 020, 000	17, 720, 000	3, 000, 000	0
		流動資産合計	35, 438, 109, 136	34, 979, 496, 666	32, 749, 968, 111	29, 962, 095, 121	32, 367, 067, 427
		資産合計	685, 979, 294, 513	693, 559, 776, 512	692, 605, 767, 581	694, 955, 509, 806	685, 496, 571, 089
負債	責の部						
3	固定負	債					
	(1)	引当金					
		イ 退職給与引当金	2, 222, 065, 604	2, 057, 169, 259	2, 076, 109, 129	2, 196, 644, 167	2, 226, 831, 195
	(2)	その他固定負債					
		イ その他固定負債	4, 342, 931, 432	4, 254, 804, 823	3, 701, 308, 723	3, 064, 971, 428	2, 515, 009, 367
		固定負債合計	6, 564, 997, 036	6, 311, 974, 082	5, 777, 417, 852	5, 261, 615, 595	4, 741, 840, 562
4		流動負債					
	(1)	未払金	11, 857, 156, 048	11, 552, 773, 294	8, 226, 324, 123	8, 128, 365, 448	10, 780, 022, 560
	(2)	前受金	0	0	131, 375	0	0
	(3)	預り金	10, 873, 074	10, 229, 533	9, 016, 251	9, 542, 607	9, 959, 466
	(4)	預り有価証券	32, 550, 000	11, 020, 000	17, 720, 000	3, 000, 000	0
		流動負債合計	11, 900, 579, 122	11, 574, 022, 827	8, 253, 191, 749	8, 140, 908, 055	10, 789, 982, 026

		負債合計	18, 465, 576, 158	17, 885, 996, 909	14, 030, 609, 601	13, 402, 523, 650	15, 531, 822, 588
資	本の部						
5	資本金						
	(1)	自己資本金	35, 473, 721, 851	35, 473, 721, 851	35, 473, 721, 851	35, 473, 721, 851	35, 473, 721, 851
	(2)	借入資本金					
		イ 企業債	188, 830, 288, 772	185, 706, 951, 070	180, 465, 943, 137	173, 370, 431, 140	151, 395, 822, 764
		資本金合計	224, 304, 010, 623	221, 180, 672, 921	215, 939, 664, 988	208, 844, 152, 991	186, 869, 544, 615
6		剰余金					
	(1)	資本剰余金					
		イ 国庫補助金	239, 932, 594, 326	246, 285, 418, 511	250, 900, 966, 362	257, 993, 976, 682	265, 231, 161, 313
		口 他会計繰入金	9, 199, 459, 942	10, 190, 840, 931	11, 521, 475, 698	11, 606, 481, 572	14, 331, 980, 875
		ハ 工事負担金	145, 919, 660, 800	150, 027, 833, 401	153, 596, 274, 834	156, 510, 619, 068	159, 352, 415, 423
		二 受贈財産評価額	37, 978, 377, 791	39, 230, 508, 625	39, 802, 418, 413	40, 088, 830, 629	40, 573, 425, 623
		ホ その他資本剰余金	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	22, 958, 589, 894
		資本剰余金合計	462, 798, 512, 874	475, 503, 021, 483	485, 589, 555, 322	495, 968, 327, 966	502, 447, 573, 128
	(2)	欠損金					
		イ 当年度未処理欠損金	△ 19, 588, 805, 142	△ 21, 009, 914, 801	△ 22, 954, 062, 330	△ 23, 259, 494, 801	△ 19, 352, 369, 242
		欠損金合計	△ 19, 588, 805, 142	△ 21, 009, 914, 801	△ 22, 954, 062, 330	△ 23, 259, 494, 801	△ 19, 352, 369, 242
		剰余金合計	443, 209, 707, 732	454, 493, 106, 682	462, 635, 492, 992	472, 708, 833, 165	483, 095, 203, 886
		資本合計	667, 513, 718, 355	675, 673, 779, 603	678, 575, 157, 980	681, 552, 986, 156	669, 964, 748, 501
		負債資本合計	685, 979, 294, 513	693, 559, 776, 512	692, 605, 767, 581	694, 955, 509, 806	685, 496, 571, 089

【収益費用明細書】

		科目	平成 12 年度	平成13年度	- 平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
下水	〈道事業収		36, 161, 240, 500	34, 501, 348, 205	33, 812, 165, 371	33, 166, 736, 135	35, 123, 021, 298
I	営業収		20, 932, 031, 959	20, 775, 193, 427	20, 389, 749, 253	20, 034, 016, 756	20, 272, 489, 940
	1	下水道使用料	20, 669, 128, 292	20, 474, 564, 427	20, 037, 939, 633	19, 665, 977, 756	19, 880, 754, 940
	2	他会計補助金	262, 903, 667	300, 629, 000	351, 809, 620	368, 039, 000	391, 735, 000
П	営業外	· 収益	15, 229, 208, 541	13, 726, 154, 778	13, 422, 416, 118	13, 132, 719, 379	11, 850, 531, 358
	1	受取利息及配当金	30, 794, 347	12, 022, 340	3, 700, 862	4, 877, 783	2, 195, 739
	2	他会計補助金	14, 296, 990, 000	12, 841, 496, 000	12, 839, 296, 000	12, 526, 568, 000	4, 631, 204, 000
	3	国庫補助金	52, 234, 571	65, 704, 322	44, 205, 385	24, 075, 269	14, 250, 154
	4	基金繰入金	0	57, 045, 980	49, 701, 742	55, 520, 401	6, 812, 859, 000
	5	雑収益	849, 189, 623	749, 886, 136	485, 512, 129	521, 677, 926	390, 022, 465
		イ 不用品売却収益	8, 852, 191	3, 057, 143	9, 642, 667	27, 572, 286	17, 165, 715
		ロ その他雑収益	840, 337, 432	746, 828, 993	475, 869, 462	494, 105, 640	372, 856, 750
Ш	特別利益	<u>.</u> 益	0	0	0	0	3, 000, 000, 000
	1	その他特別利益	0	0	0	0	3, 000, 000, 000
下水	(道事業費		37, 179, 329, 964	35, 922, 457, 864	35, 756, 312, 900	33, 472, 168, 606	31, 215, 895, 739
I	営業費用	用	27, 575, 044, 332	27, 074, 841, 962	26, 527, 993, 177	25, 714, 351, 137	18, 157, 861, 151
	1	管渠費	1, 674, 416, 197	1, 335, 367, 305	1, 259, 278, 661	1, 242, 432, 547	1, 274, 543, 935
		① 報酬	3, 149, 358	3, 245, 762	3, 845, 167	3, 138, 626	3, 107, 494
		② 需用費	884, 257, 915	515, 727, 275	390, 846, 862	459, 796, 750	493, 514, 334
		③ 役務費	288, 476, 338	306, 432, 188	329, 541, 498	242, 106, 772	242, 575, 577
		④ 委託料	458, 132, 560	470, 202, 211	497, 659, 615	510, 520, 146	511, 390, 360
		⑤ 使用料及賃借料	23, 295, 100	23, 032, 672	22, 821, 100	22, 554, 339	19, 822, 601
		⑥ 原材料費	35,000 5,294,420 2,151,30		2, 151, 300	776, 763	1, 285, 200
		⑦ 備品購入費	306, 500 213, 200		96, 600	24, 000	285, 000
		⑧ 負担金補助及交付金	10, 950, 000	11, 041, 905	10, 970, 477	1, 409, 000	1, 409, 000
		⑨ 補償補填及賠償金	5, 813, 426	177, 672	1, 346, 042	2, 106, 151	1, 154, 369
	2	処理場費	3, 862, 505, 209	3, 307, 403, 380	3, 512, 153, 002	3, 567, 334, 106	3, 537, 385, 837
		① 報酬	30, 453, 547	26, 853, 623	40, 227, 479	53, 623, 065	56, 636, 135
		② 賃金	12, 498, 855	12, 727, 434	10, 336, 103	6, 628, 580	11, 915, 887
		③ 報償費	93, 331	82, 775	92, 828	66, 664	66, 665
		④ 旅費	71, 810	49, 353	0	0	0
		⑤ 需用費	2, 494, 543, 729	2, 057, 290, 586	1, 958, 772, 805	1, 896, 745, 586	2, 109, 178, 154
		(薬品費)	191, 276, 502	201, 052, 021	190, 754, 407	191, 771, 616	220, 898, 882
		(電力費)	1, 157, 976, 292	1, 150, 556, 477	1, 063, 297, 674	1, 062, 658, 633	1, 097, 267, 678
		(その他)	1, 145, 290, 935	705, 682, 088	704, 720, 724	642, 315, 337	791, 011, 594
		⑥ 役務費	461, 303, 531	445, 080, 443	406, 811, 432	375, 218, 644	462, 741, 228
		⑦ 委託料	816, 599, 447	720, 766, 204	1, 052, 851, 426	1, 194, 502, 603	855, 864, 794
		⑧ 使用料及賃借料	35, 059, 911	34, 718, 448	35, 704, 784	29, 404, 195	28, 715, 615
		⑨ 原材料費	5, 434, 918	4, 024, 790	4, 889, 588	2, 080, 132	2, 313, 665
		⑩ 備品購入費	6, 125, 390	4, 901, 754	2, 318, 357	3, 955, 657	4, 256, 690
		① 負担金補助及交付金	127, 040	396, 170	65, 000	5, 008, 080	5, 030, 080
		② 公課費	193, 700	511, 800	83, 200	100, 900	666, 924
	3	ポンプ場費	242, 229, 652	187, 892, 274	180, 084, 667	180, 695, 600	215, 687, 221

	① 需用費	146, 786, 500	105, 691, 117	98, 260, 210	105, 484, 341	132, 649, 912
	② 役務費	34, 745, 927	33, 546, 219	58, 074, 259	54, 139, 430	58, 494, 803
	③ 委託料	56, 056, 075	44, 377, 788	19, 600, 052	16, 549, 436	18, 170, 446
	④ 使用料及賃借料	0	0	900	260, 100	260, 100
	⑤ 負担金補助及交付金	4, 633, 000	4, 269, 000	4, 141, 096	4, 254, 143	6, 103, 81
	⑥ 公課費	8, 150	8, 150	8, 150	8, 150	8, 15
4	水洗化促進費	56, 718, 974	59, 268, 648	40, 252, 889	39, 633, 193	41, 419, 30
	① 報酬	47, 951, 489	44, 690, 872	30, 743, 509	28, 089, 896	28, 535, 26
	② 旅費	55, 181	72, 562	19, 353	6, 276	5, 23
	③ 需用費	866, 953	459, 633	226, 589	236, 959	159, 66
	④ 役務費	541, 951	87, 858	65, 700	66, 060	
	⑤ 委託料	1, 118, 400	7, 400, 877	6, 550, 521	5, 309, 944	5, 987, 09
	⑥ 負担金補助及交付金	6, 185, 000	6, 556, 846	2, 647, 217	5, 924, 058	6, 732, 04
5	業務費	2, 916, 006, 686	2, 904, 809, 304	2, 744, 702, 681	2, 434, 730, 631	2, 304, 464, 96
	① 報酬	30, 414, 070	26, 791, 806	10, 515, 292	7, 691, 827	7, 269, 86
	② 賃金	2, 267, 215	2, 277, 048	2, 254, 890	2, 113, 313	2, 087, 93
	③ 報償費	110, 863	40, 367	197, 015	31, 905	146, 13
	④ 旅費	0	0	0	344, 762	634, 13
	⑤ 交際費	249, 451	71, 696	93, 221	111, 767	113, 07
	⑥ 需用費	10, 210, 830	9, 960, 198	10, 010, 464	5, 794, 902	6, 902, 11
	⑦ 役務費	6, 591, 000	6, 327, 356	6, 617, 208	6, 545, 241	6, 030, 07
	⑧ 委託料	1, 649, 323, 238	1, 669, 701, 953	1, 629, 108, 529	1, 600, 404, 422	1, 529, 165, 02
	⑧ 使用料及賃借料	8, 166, 441	7, 962, 433	6, 128, 968	4, 308, 599	4, 932, 39
	⑨ 備品購入費	425, 480	945, 219	66, 200	108, 000	
	⑩ 負担金補助及交付金	1, 208, 248, 098	1, 180, 731, 228	1, 079, 710, 894	807, 275, 893	747, 184, 2
6	総係費	4, 166, 968, 977	4, 171, 513, 741	3, 254, 455, 606	2, 969, 730, 847	2, 947, 850, 48
	<ol> <li></li></ol>	1, 646, 570, 220	1, 653, 584, 161	1, 264, 991, 521	1, 121, 152, 858	1, 111, 592, 29
	② 職員手当等	1, 928, 698, 191	1, 929, 080, 203	1, 513, 099, 232	1, 408, 589, 625	1, 390, 008, 80
	③ 共済費	588, 448, 556	586, 070, 500	473, 607, 891	438, 585, 164	444, 424, 34
	④ 旅費	3, 252, 010	2, 778, 877	2, 756, 962	1, 403, 200	1, 825, 04
7	減価償却費	14, 456, 331, 244	14, 911, 592, 233	15, 339, 385, 189	15, 080, 740, 528	7, 661, 538, 15
	① 有形固定資産償却費	14, 087, 517, 803	14, 551, 559, 185	14, 967, 695, 896	14, 699, 599, 140	7, 272, 581, 40
	② 無形固定資産償却費	368, 813, 441	360, 033, 048	371, 689, 293	381, 141, 388	388, 956, 74
8	資産減耗費	199, 867, 393	196, 995, 077	197, 680, 482	199, 053, 685	174, 971, 25
営業外		9, 352, 907, 007	8, 847, 615, 902	8, 394, 194, 888	7, 757, 817, 469	13, 058, 034, 58
1	支払利息及企業債取扱諸費	9, 158, 146, 923	8, 753, 461, 499	8, 270, 097, 075	7, 671, 690, 448	12, 965, 092, 60
	① 企業債利息	9, 132, 802, 002	8, 739, 649, 939	8, 254, 426, 585	7, 658, 190, 366	12, 939, 813, 53
	② 企業債手数料及取扱諸費	25, 344, 921	13, 811, 560	15, 670, 490	13, 500, 082	25, 279, 00
2	雑支出	194, 760, 084	94, 154, 403	124, 097, 813	86, 127, 021	92, 941, 98
特別指		251, 378, 625	0	834, 124, 835	0	
1	特別損失	251, 378, 625	0	834, 124, 835	0	

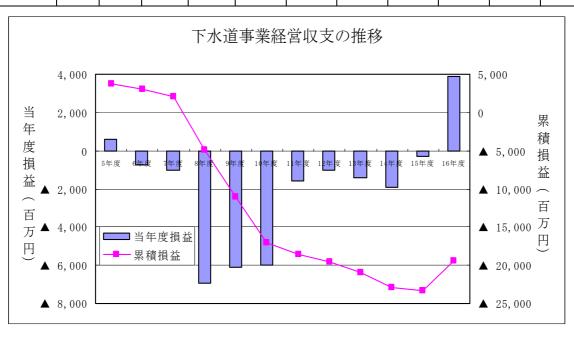
## 【剩余金計算書】

科目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
欠損金の部					
I 欠損金					
1 前年度未処理欠損金	18, 570, 715, 678	19, 588, 805, 142	21, 009, 914, 801	22, 954, 062, 330	23, 259, 494, 801
2 前年度欠損金処理額	0	0	0	0	0
繰越欠損金年度末残高	18, 570, 715, 678	19, 588, 805, 142	21, 009, 914, 801	22, 954, 062, 330	23, 259, 494, 801
3 当年度純損益	△ 1,018,089,464	△ 1, 421, 109, 659	△ 1,944,147,529	△ 305, 432, 471	3, 907, 125, 559
当年度未処理欠損金	19, 588, 805, 142	21, 009, 914, 801	22, 954, 062, 330	23, 259, 494, 801	19, 352, 369, 242
資本剰余金の部					
I 国庫補助金					
1 前年度末残高	234, 164, 114, 735	239, 932, 594, 326	246, 285, 418, 511	250, 900, 966, 362	257, 993, 976, 682
2 当年度発生高	5, 768, 479, 591	6, 352, 824, 185	4, 685, 344, 643	7, 093, 010, 320	7, 237, 184, 631
3 当年度処分額	0	0	69, 796, 792	0	0
4 当年度末残高	239, 932, 594, 326	246, 285, 418, 511	250, 900, 966, 362	257, 993, 976, 682	265, 231, 161, 313
Ⅱ 他会計繰入金					
1 前年度末残高	8, 356, 747, 811	9, 199, 459, 942	10, 190, 840, 931	11, 521, 475, 698	11, 606, 481, 572
2 当年度発生高	842, 712, 131	991, 380, 989	1, 330, 634, 767	85, 005, 874	2, 725, 499, 303
3 当年度末残高	9, 199, 459, 942	10, 190, 840, 931	11, 521, 475, 698	11, 606, 481, 572	14, 331, 980, 875
Ⅲ 工事負担金					
1 前年度末残高	142, 204, 311, 226	145, 919, 660, 800	150, 027, 833, 401	153, 596, 274, 834	156, 510, 619, 068
2 当年度発生高	3, 715, 349, 574	4, 108, 172, 601	3, 568, 441, 433	2, 914, 344, 234	2, 841, 796, 355
3 当年度末残高	145, 919, 660, 800	150, 027, 833, 401	153, 596, 274, 834	156, 510, 619, 068	159, 352, 415, 423
IV 受贈財産評価額					
1 前年度末残高	37, 264, 526, 834	37, 978, 377, 791	39, 230, 508, 625	39, 802, 418, 413	40, 088, 830, 629
2 当年度発生高	713, 850, 957	1, 252, 130, 834	571, 909, 788	286, 412, 216	484, 594, 994
3 当年度末残高	37, 978, 377, 791	39, 230, 508, 625	39, 802, 418, 413	40, 088, 830, 629	40, 573, 425, 623
IV その他資本剰余金					
1 前年度末残高	29, 606, 924, 223	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015
2 当年度発生高	161, 495, 792	0	0	0	△ 6, 809, 830, 121
3 当年度末残高	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	29, 768, 420, 015	22, 958, 589, 894
翌年度繰越資本剰余金	462, 798, 512, 874	475, 503, 021, 483	485, 589, 555, 322	495, 968, 327, 966	502, 447, 573, 128

# (2) 経営状況

(単位:百万円)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	1 1 年度	12年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度
収	益的収入	37, 233	35, 474	35, 521	31, 082	31, 826	32, 976	36, 514	36, 161	34, 501	33, 812	33, 167	32, 123
	下水道使用料	21, 482	19, 804	19, 062	20, 478	20, 832	20, 890	21, 066	20, 932	20, 775	20, 390	20, 034	20, 272
	一般会計補助金	13, 853	13, 769	13, 715	8, 844	8, 972	9, 074	14, 406	14, 297	12, 841	12, 839	12, 527	4, 631
	その他収入	1, 898	1, 901	2, 744	1, 760	2, 022	3, 012	1,042	932	885	583	606	7, 220
収	益的支出	36, 133	35, 982	37, 356	36, 573	37, 650	38, 983	37, 601	36, 928	35, 922	34, 922	33, 472	31, 216
	維持管理費	11, 928	11, 915	13, 746	12, 897	14, 064	15, 028	13, 074	13, 114	12, 060	11, 115	10, 521	10, 414
	人件費	3, 951	4, 077	4, 134	4, 120	4, 146	4, 180	4, 196	4, 167	4, 172	3, 254	2, 970	2, 948
	物件費	7, 977	7, 838	9, 612	8, 777	9, 918	10, 848	8, 878	8, 947	7, 888	7, 861	7, 551	7, 466
	資本費	24, 205	24, 067	23, 610	23, 676	23, 586	23, 955	23, 987	23, 814	23, 862	23, 807	22, 951	20, 802
	減価償却費	12, 969	12, 948	12, 698	13, 027	13, 171	13, 900	14, 379	14, 656	15, 109	15, 537	15, 280	7, 837
	支払利息	11, 236	11, 119	10, 912	10, 649	10, 415	10, 055	9, 608	9, 158	8, 753	8, 270	7, 671	12, 965
経	常損益	1, 100	▲ 508	<b>▲</b> 1,835	<b>▲</b> 5, 491	<b>▲</b> 5,824	<b>▲</b> 6,007	▲ 547	<b>▲</b> 767	<b>▲</b> 1,421	<b>▲</b> 1, 110	▲ 305	907
特	別損益	<b>▲</b> 499	▲ 244	825	<b>▲</b> 1,442	<b>▲</b> 277	-	<b>▲</b> 1,022	<b>▲</b> 251		▲ 834	0	3, 000
当	年度損益	601	<b>▲</b> 752	<b>▲</b> 1,010	▲ 6,933	<b>▲</b> 6, 101	<b>▲</b> 6,007	<b>▲</b> 1,569	<b>▲</b> 1,018	▲ 1,421	<b>▲</b> 1,944	▲ 305	3, 907
累	積損益	3, 801	3, 049	2, 039	<b>▲</b> 4,894	▲ 10,995	<b>▲</b> 17,002	<b>▲</b> 18, 571	▲ 19,589	<b>▲</b> 21,010	<b>▲</b> 22, 954	<b>▲</b> 23, 259	<b>▲</b> 19,352
_	般会計補助金カット				5, 020	5, 000	5, 284						▲ 3,000
補	助金カット除く累益	3, 801	3, 049	2, 039	126	▲ 975	<b>▲</b> 1,698	▲ 3, 267	<b>▲</b> 4, 285	<b>▲</b> 5, 706	<b>▲</b> 7,650	<b>▲</b> 7, 955	<b>▲</b> 7, 048
有	収水量	183, 923	175, 054	162, 301	175, 424	178, 453	180, 504	181, 917	182, 214	181, 904	180, 262	178, 437	180, 511



平成8・9・10年は、震災により一般会計からの補助金がカットされています。

その総額は、15,304 百万円であり、この内 3,000 百万円が平成 1 6 年に返還されています。

この収入が特別利益に計上されたこともあり、平成16年度損益は平成5年以来の3,907百万円の利益を計上しています。

①大都市の公費(一般会計)負担区分比較表(平成16年8月現在)

							① 東京都 (昭和 53 年 4 月~)					
<i>1</i> / <sub>≠</sub>	よっ	維持管理費	(使用料)	負担)			O MATTER CELLS					
1 1	₹ <b>≜</b>						0 120211 (1790 - 1 - 270 - 2					
2 電貨打の	D E	資本費	(使用料)	負担)			③ 名古屋市(昭和49年11月~)					
7.	2	※ すべて使用料	負担				④ 大阪市 (昭和 43 年 10 月~)					
し 者	`  }						⑤ 仙台市(平成14年6月~)					
者	Ħ											
							<公費の割合>					
	般	#持管理費		(使用料	 負担)		2,					
	排水			(12/11/17)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		① 神戸市 20% (平成 16 年 4 月~)					
	と	資本費	(使用料負	担)	(使用料負担)		※区分がないと換算した場合 <u>16%</u>					
	般排水と特定排水		(公費負担)	)	(区/部件英温)		② 川崎市 18% (平成16年4月~)					
	那水の		一般排	水	特定排水		※区分がないと換算した場合 15%					
	区分あ	   ※ 一般排水・特	l 特定排水の区分	<del>}</del>	I	③ 横浜市 10% (平成13年4月~)						
公费	あり	川崎市・横浜市				※区分がないと換算した場合 8%						
公費負担	9											
担 の		神戸市は 50m3	/月									
あっ	_						<公費の負担>					
ある都市	般排	維持管理	曹	(使用料	負担)		① 千葉市 15% (平成 16 年 4 月~)					
111	般排水と特定排水			(使用料	-負担)	1	② 京都市 6.5% (平成 13 年 4 月~)					
	特定	資本費	-	(公費負			③ 広島市 15% (平成16年7月~)					
	排水					④ 北九州市 12% (平成 11 年 11 月~)						
	$\mathcal{O}$											
	区分な						⑤ 福岡市 16%(平成13年4月~)					
	なし											

「汚水私費の原則」により汚水処理経費(維持管理費、資本費)は使用料負担が原 則ですが、神戸市では下水道の普及の促進や使用料負担の軽減を図るため、汚水処 理経費の内一般排水(家庭排水)の20%を公費(一般会計)負担としています。

#### ②使用料

														(+12·11)
ランク	神戸市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	広島市	北九州市	福岡市
改定実施年月日	S61. 5. 1	H9. 4. 1	H14. 6. 1	H13. 5. 1	H16. 4. 1	H10. 6. 1	H16. 4. 1	H13. 4. 1.	H12. 1. 1	H13. 4. 1	H13. 6. 1	H16. 7. 1	H11. 11. 1	H13. 4. 1
基本料金														
∼8 m³	470	600	703	550	680	560	660	630	560	700	550	690	634	水量に関係
∼10 m³	470	600	103	550	000				500	700	550	690	034	なく 560
従量料金														
1 m $^3\sim$														12
9 m³∼							10	20						12
11 m³∼		67	104		104	110	128	118	108		61	102		152
16 m³∼	98	01	104	65	104		120	110	100	119	01	156	141	102
21 m³∼	30	91		00	137	140	164	173	160	113	83			188
26 m³∼		31			101	110	101	110	100		00	222		100
31 m³∼			137									222	208	
36 m³∼	128	118		75	170	170	242	234	179	167	103		200	246
41 m³∼												294		210
51 m³∼	152		225	90	207	200	303	264	205		119	201	257	
101 m³∼	183	145	274	110		230	364	299	240	188	136	373	201	311
201 m³∼	215		351	120	243	270		341	210	206	159	416		011
301 m³∼	210	168	001	120			393				100	110	307	
501 m³∼	230	100	378	140	271	310		389			180	449	00.	366
601 m³∼	200		0,0	110	2.1		422				100	110		
1001 m³∼	245	199		150	303			416	254	218	215			417
2001 m³∼			406			345	446					480	407	
5001 m³∼	260	237		160	332		475	472			234			515
10001 m $^{3}$ $\sim$			420										412	

※大阪市 基本料金は平成15年度より550円に改定。

※広島市 101 m<sup>3</sup>~以降は営業汚水の料金。

	神戸市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	広島市	北九州市	福岡市
10m3/月 料金	470①	600⑤	703③	550②	680®	78014	680®	670⑦	560④	70012	550②	69011	634⑥	680®
20m3/月 料金	1,450④	1,270③	1,743⑦	1, 200②	1,720⑥	1,8809	1,9601	1,850®	1,640⑤	1,89010	1,160①	1,98012	2, 04413	2,20014
24m3/月 料金	1,8424	1,643③	2, 291⑦	1,460①	2, 268⑤	2, 440⑨	2,61612	2, 54210	2,280⑥	2, 366®	1,492②	2, 86813	2, 60811	2,9524
50m3/月 料金	4,990④	4,540③	5,853⑤	3, 350①	6, 490⑦	6,680®	8, 44012	8, 2601	6,820⑨	6, 420⑥	4,050②	9, 36014	7, 94910	9,000③
100m3/月料金	12, 590④	10,440③	17, 103⑨	7,850①	16, 840⑦	16, 680⑥	23, 59013	21, 46012	17,070®	14, 770⑤	10,000②	24, 06014	20, 79910	21, 3001

①~⑭は低い方からの順位を表している。

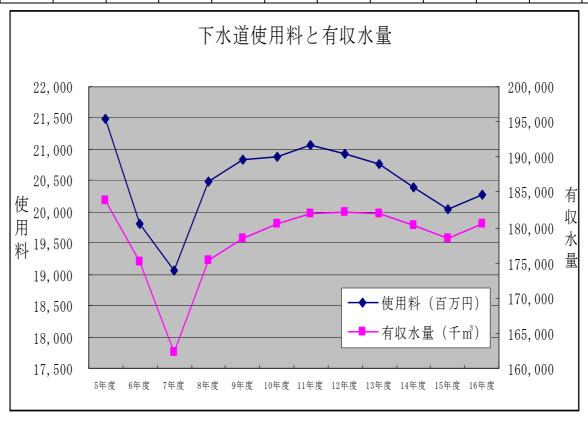
7217111 × 11321				70(113)							(単位:円)													
ランク	神戸市	三田市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	小野市	三木市	加古川市	姫路市													
改定実施年月日	S61. 5. 1	H5. 7. 1	H15. 6. 1	H12. 4. 1	H14. 4. 1	H10. 4. 1	Н9. 4. 1	H9. 4. 1	H11. 4. 1	H12. 6. 1	H13. 6. 1													
基本料金																								
∼8 m³	470	670	水量に関係なく	700	F20	水量に関係なく	705	750	水量に関係なく	1 000	950													
∼10 m³	470	670	549	726	530	200	725	750	450	1,000	950													
従量料金																								
1 m³∼			6			50			40															
9 m³∼			O			50			40															
11 m³∼		80	95		82	75	100	90			115													
16 m³∼	98	00	30	89	02	10	100	30	100	100	110													
21 m³∼		90		03	110		130		100		150													
26 m³∼		00			110		100			•	100													
31 m³∼			113		140	90		110		150														
36 m³∼	128	110		99			170		140	100	180													
41 m³∼					167																			
51 m³∼	152	130		110			205	130	175	200	205													
101 m³∼	183	165		115	181		240	155			230													
151 m³∼			138			100				250														
201 m³∼																								
251 m³∼	215	190		132			275	180		305	295													
301 m³∼																								
501 m³∼	230	205	151		_		295			355	345													
601 m³∼				153	_				210															
1001 m³∼	245				188																			
1251 m³∼		_		179		125	310	205																
2001 m³∼	1	220	158							405	385													
3001 m³∼	260				4				403		000													
5001 m³∼	1		_							<u> </u>	-	_	  -		-  -	172	200	1		320				
10001 m³∼			180	215																				

	神戸市	三田市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	小野市	三木市	加古川市	姫路市
10m3/月 料金	470①	670④	609③	726⑦	530②	700⑤	725⑥	750®	8509	1,0001	95010
20m3/月 料金	1,450②	1,470④	1,559⑤	1,616®	1,350①	1,450②	1,725®	1,650⑦	1,8509	2,00010	2, 100 <sup>1</sup>
24m3/月 料金	1,8424	1,830③	2,011⑥	1,972⑤	1,790①	1,810②	2, 245®	2,090⑦	2, 2509	2, 40010	2,7001
50m3/月 料金	4,990⑥	4,570③	4, 949⑤	4, 486②	5, 520⑦	4, 150①	6, 42510	4,950④	5,6509	6, 250®	7, 2001
100m3/月料金	12, 590⑥	11,070③	11,849⑤	9, 986②	14,570®	9, 150①	16, 67510	11, 450④	14, 400⑦	16, 2509	17, 450 <sup>1</sup>

①~⑪は低い方からの順位を表している。

#### 下水道使用料と有収水量の推移

	5年度	6 年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
使用料 (百万円)	21, 482	19, 804	19, 062	20, 478	20, 832	20, 890	21, 066	20, 932	20, 775	20, 390	20, 034	20, 272
有収水量 (千㎡)	183, 923	175, 054	162, 301	175, 424	178, 453	180, 504	181, 917	182, 214	181, 904	180, 262	178, 437	180, 511



有収水量(使用料が有料である水量)は震災の年、平成7年度を底に平成11年度まで上昇していましたが、その後下降(平成16年度は対前年比は上昇)しており、有収水量の増加による使用料の増加策が検討されています。

# 使用料回収率

## 平成 16 年度決算

使用料回収率	使用料単価	汚水処理原価	ī	
A (%) B/C*100	B(円/㎡) B=F/G	C (円/㎡) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G
90. 0	110. 1	122. 4	52. 3	70. 1

## 平成15年度決算

使用料回収率	使用料回収率 使用料単価 _		汚水処理原価			
A (%) B/C∗100	B(円/㎡) B=F/G	C (円/㎡) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G		
69. 7	110. 2	158. 2	53. 5	104. 7		

## 平成14年度決算

使用料回収率	使用料単価	汚水処理原価	Í	
A (%) B/C*100	B(円/㎡) B=F/G	C (円/㎡) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G
67. 7	111. 2	164. 2	56. 1	108. 1

## 平成5年度決算

使用料回収率	使用料単価	汚水処理原価			
A (%) B/C*100	医角杆单侧 B(円/㎡) B=F/G	C (円/㎡) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G	
68. 2	115.9	169. 9	58. 5	111. 4	

使用料収入	有収水量	維持管理費	資本費	
F (千円)	G (←m³)	H (千円)	I (千円)	
190, 880, 755	180, 511	9, 440, 111	12, 655, 111	

※平成15年度と平成16年度との資本費(I)の差異は

みなし減価償却を平成16年度より見直したことによるものです。

使用料収入	有収水量	維持管理費	資本費
F (千円)	G (千㎡)	H (千円)	I (千円)
19, 665, 978	178, 437	9, 539, 684	18, 684, 101

使用料収入	使用料収入 有収水量		資本費
F (千円)	G (千㎡)	H (千円)	I (千円)
20, 037, 940	180, 262	10, 112, 029	19, 485, 583

使用料収入	有収水量	維持管理費	資本費	
F (千円) G (千㎡)		H (千円)	I (千円)	
21, 312, 071	183, 923	10, 755, 875	20, 494, 475	

# 政令指定都市等経営指針参考資料

# 平成15年度決算(政令都市等平均)

	使用料回収率	使用料単価	汚水処理原価			
	A (%) B/C*100	B (円/m³) B=F/G	C (円/m³) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G	
	B/ C . 100	<i>B</i> 17 0	D · L	11/ 0	1/ 0	
平均	96.8	132.3	136.7	54. 0	82. 7	

## 平成15年度決算(政令都市等合計)

使用料収入	有収水量	維持管理費	資本費	
F (千円)	G (←m³)	H(千円)	I (千円)	
483, 172, 011	3, 652, 502	197, 275, 268	302, 188, 556	

## 平成 15 年度決算

	<b>法</b> 田彩 同版	年田利田仁	汚水処理原	頁価	
	使用料回収 率 A(%) B/C*100	使用料単価 B (円/㎡) B=F/G	C(円/㎡) D+E	維持管理分 D H/G	資本分 E I/G
神戸市	69. 7	110. 2	158. 2	53. 5	104. 7
札幌市	96.8	97. 0	100. 2	53. 1	47. 1
仙台市	93.8	156. 3	166. 6	57. 7	108. 9
千葉市	89. 5	129. 0	144. 1	56. 1	88.0
東京都	113. 3	137. 7	121.5	53. 6	67. 9
川崎市	76. 0	150. 9	198. 5	57. 1	141.4
横浜市	90. 5	154.6	170.8	48. 1	122.7
名古屋市	101. 6	126.8	124.8	53. 9	70.9
京都市	108. 7	131.6	121. 1	45. 7	75. 4
大阪市	98. 5	91.0	92.4	56.8	35. 6
広島市	72. 7	158.8	218.3	53. 7	164.6
北九州市	92. 5	155. 3	167. 9	54. 0	113.9
福岡市	82.2	174. 6	212.5	71.6	140. 9

使用料収入	有収水量	維持管理費	資本費
F (千円)	G (千㎡)	H(千円)	I (千円)
19, 665, 978	178, 437	9, 539, 684	18, 684, 101
20, 339, 643	209, 709	11, 143, 246	9, 881, 354
17, 367, 166	111, 139	6, 413, 719	12, 102, 243
11, 137, 234	86, 358	4, 847, 863	7, 601, 565
169, 864, 887	1, 233, 413	66, 110, 486	83, 695, 657
21, 491, 528	142, 434	8, 130, 224	20, 140, 462
60, 258, 261	389, 693	18, 725, 160	47, 827, 640
34, 190, 808	269, 587	14, 526, 816	19, 111, 226
26, 880, 303	204, 232	9, 331, 062	15, 394, 278
42, 086, 079	462, 472	26, 285, 192	16, 457, 879
18, 165, 535	114, 397	6, 138, 109	18, 833, 941
16, 462, 797	105, 975	5, 724, 525	12, 074, 720
25, 261, 792	144, 656	10, 359, 182	20, 383, 490

平成 15 年度では神戸市の使用料回収率が 69.7%と政令指定都市では最低となっています。 すなわち汚水処理原価が使用料単価を大幅に上回っている状況にあります

平成16年度では、みなし減価償却の見直しにより使用料回収率が90%に上昇しています。

# ③資本的支出 (建設費) と資本的収入 (財源) の推移

単位(百万円)

	区分	Н7	Н8	Н9	H10	H11
	建設改良費	40, 177	57, 280	38, 527	37, 978	32, 387
資	企業債等償還金	8, 677	8, 021	9, 217	11, 728	10, 364
資本的支出	その他	5, 217	6, 036	1, 151	2, 541	1, 901
之 出	合計	54, 071	71, 337	48, 895	52, 247	44, 652
	企業債	9, 671	10, 248	10, 579	12,603	11, 047
	国庫支出金	18, 826	28, 075	11,031	8, 327	8, 083
	一般会計繰入金	1, 219	2, 711	728	707	933
資	基金繰入金	1, 798	1, 362	3, 714	5, 858	4, 093
本	その他	8, 337	12, 928	8, 959	8, 262	7, 311
資本的収入	(小計)	39, 851	55, 324	35, 011	35, 757	31, 467
入	翌年度支出	-480	-1, 282	-320	-289	-750
	繰越工事資金	1, 098	738	1, 282	320	289
	損益勘定留保資金等	13, 602	16, 557	12, 922	16, 459	13, 646
	合計	54, 071	71, 337	48, 895	52, 247	44, 652

	区分	H12	H13	H14	H15	H16
	建設改良費	26, 990	25, 094	19, 368	22, 826	21, 214
資木	企業債等償還金	9, 714	10, 382	11, 225	11, 457	29, 333
資本的支出	その他	901	881	1,300	1, 110	952
文 出	合計	37, 605	36, 357	31, 893	35, 393	51, 499
	企業債	11, 758	7, 258	5, 913	4, 357	7, 359
	国庫支出金	6, 082	6, 695	4, 972	7, 485	7, 570
	一般会計繰入金	881	1,037	1, 395	89	2, 837
資	基金繰入金	2, 908	2, 859	2, 629	2,610	18, 915
資本的収入	その他	4, 173	4, 428	3, 787	3, 174	2, 938
収	(小計)	25, 802	22, 277	18, 696	17, 715	39, 619
入	翌年度支出	-338	-346	-189	-921	-833
	繰越工事資金	750	338	346	189	921
	損益勘定留保資金等	11, 391	14, 088	13, 040	18, 410	11, 792
	合計	37, 605	36, 357	31, 893	35, 393	51, 499

資本的支出の財源としては、主に企業債(借入金)、国庫支出金によっており、 不足する分は下水道事業会計の損益計算書に計上されている減価償却費、資産減耗 費、利益(平成16年度のみ)等から生じる留保資金(一部一般会計からの繰入も入 っている)によりまかなっています。

また、企業債(借入金)では平成13年度から調達額より返済額が多くなっておりその状況は次の「④下水道事業債の状況について」の通りです。

#### ④下水道事業債の状況について

## ア 資金別起債残高 (平成16年度末)

(単位:百万円)

財政融資資金	簡易生命保険資金	公営企業金融公庫	市場公募	銀行等引受等	合計
58, 576	19, 463	51, 936	17, 700	3, 721	151, 396
38.7%	12.9%	34. 3%	11.7%	2.4%	100.0%

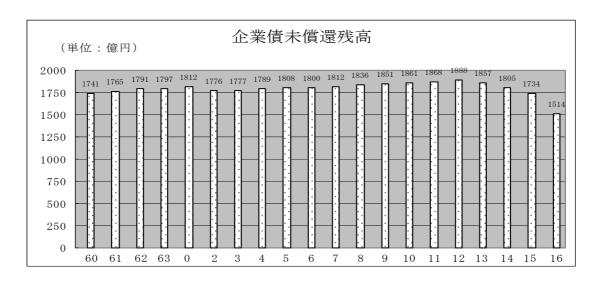
#### イ 平成 16 年度末利率別起債残高及び平成 17 年度支払利息予算額

(単位:百万円)

利率	残高	全体比 (%)		支払利息	全体比(%)	
8.0%以上	2, 881		1.9%	222		3.7%
7.5%以上8.0%未満	5, 322		3. 5%	364	38.7%	6. 1%
7.0%以上7.5%未満	10, 753	22.8%	7.1%	759		12.7%
6.5%以上7.0%未満	5, 061	]	3.4%	329		5.5%
6.0%以上 6.5%未満	10, 444	]	6.9%	641		10.7%
5.5%以上6.0%未満	3, 232	0.00/	2.1%	177	19 10/	3.0%
5.0%以上5.5%未満	11, 785	9.9%	7.8%	601	13.1%	10.1%
4.5%以上5.0%未満	12, 306		8.1%	576		9.6%
4.0%以上 4.5%未満	1, 553	67.3%	1.0%	67	48.2%	1.1%
4.0%未満	88, 059		58. 2%	2, 237		37.5%
計	151, 396	100.0%	100.0%	5, 973	100.0%	100.0%

※7%以上のものは、財政融資資金・公営企業金融公庫のみ





# 5. 職員の状況

平成12年度から平成16年度までの職員数及び一人当たり人件費の推移は下記の通りです。

## (損益勘定)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
職員数(人)	322	319	276	256	251
一人当たり人件費					
(千円)	10, 275	10, 376	10, 521	10, 236	10, 350

#### (資本勘定)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
職員数(人)	104	103	97	95	94
一人当たり人件費					
(千円)	10, 233	10, 331	9, 899	9, 346	9,620

他都市との比較の詳細は「V人件費 1. 人件費について(1) 概要」に記載しておりますが、職員1人当たりの人口は4,405人と他都市の平均以上となっています。他都市との比較は下記の通りです。

	人口/人	職員数/人	職員1人当たり人口/人
神戸	1, 519, 878	345	4, 405
札幌	1, 868, 357	602	3, 103
仙台	1, 025, 714	293	3, 500
千葉	918, 364	214	4, 291
川崎	1, 306, 021	438	2, 981
横浜	3, 555, 473	1, 100	3, 232
埼玉	1, 174, 986	137	8, 576
東京	8, 390, 967	3, 291	2, 549
名古屋	2, 202, 111	1, 182	1,863
京都	1, 470, 541	675	2, 178
大阪	2, 633, 685	2, 083	1, 264
広島	1, 151, 943	345	2,710
北九州	1, 000, 136	209	4, 785
福岡	1, 391, 146	309	4, 516

人口については、平成 16 年 10 月 1 日の数値によっており、1 人当たりの計算では 1 人未満切捨てしております。

#### Ⅱ 下水道事業の課題と計画

上述の第9次神戸市下水道整備5ヶ年計画によれば

1. 処理場のネットワーク化(予算170億円)

阪神・淡路大震災では下水道も多大な被害を受けた。そこで処理場を大深度の シールド幹線で結ぶことにより、改築更新と地震などの災害に強いシステムを 構築する。

2. 処理能力増強(予算62億円)

人口や使用水量の増加に対応して、段階的に処理施設を増設し、また能力不足 をきたしている管渠について順次増強する。

3. 施設の改築更新(予算431億円)

建設後、年数が経過して老朽化した施設を、計画的に順次新しい施設に改築更 新するとともに、施設の耐震化を図る。

4. 浸水対策 (予算 168 億円)

10年に1回程度降る大雨や高潮に対応できる雨水幹線の整備対策率(整備済み面積/整備対象面積)を70.2%(平成12年度)から75.8%(平成17年度)にする。

特に浸水の危険性の高い地域や人口が密集している地区を重点的に整備する。

5. 汚水面整備(予算 246 億円)

下水道計画区域内の未整備家屋を解消し、下水道人口普及率を 97.9% (平成 12 年度) から 98.5% (平成 17 年度) にする。この結果、神戸市生活排水処理 計画での公共下水道整備対象 100%を達成する。

(残り1.5%は、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業での水洗化)

6. 自然環境の保護(予算99億円)

①高度処理

大阪湾では赤潮が発生しており、海域の水質環境基準を達成していない。赤潮の原因となる栄養塩類(窒素、リンなど)を除去し、海や川をきれいにする高度処理を順次導入し、また処理水をせせらぎなどの修景用水やトイレ、散水用水に再利用する。

#### ②資源の活用

#### ア 汚泥焼却灰の有効利用

汚泥焼却灰をアスファルト舗装やインターロッキングブロックの材料と して有効利用する。

その結果、汚泥焼却灰の有効利用率を34%(平成12年度)から85%(平成17年度)まで高める。

#### イ 処理水の有効利用

高度処理水の再生水としての有効利用率を 7.6% (平成 12 年度) から 9.6% (平成 17 年度) に高める。

## ウ 温室効果ガス排水量の削除

地球温暖化防止対策の一環として、下水道についても重油の使用量の削減 や下水道エネルギーの活用により、温室効果ガスの削減を行う。

下水/㎡に対する温室効果ガス排出量の削減目標値は kg-Co<sub>2</sub>/㎡が平成 11 年度 0.367 から平成 17 年度 0.346 と 5.7%削除となっています。

#### 7. 施設空間の活用(予算24億円)

光ファイバーの推進や、処理場の上部活用、市民参加による行事展開

# 第3章 包括外部監査の結果及び意見

- I 平成16年度決算上の留意事項
  - 1. 概要
- (1) 会計処理方法の変更
  - ①汚水経理処理方法の見直し

減価償却費の計算に平成 16 年度から「みなし償却」(国庫補助等、工事負担金及び受贈財産について)の対象範囲の採用拡大を行っております。この処理方法の採用拡大は、平成 15 年 12 月 11 日の神戸市上下水道事業審議会の答申に基づいております。この結果減価償却費が、4,755 百万円少なく計上され、同額、営業損益が多く計上されています。

なお、みなし償却とは、国庫補助金等、工事負担金及び受贈財産を受け 入れた場合、現金主義の観点から当該受入金はすでに投資の回収が終わっ たものとして取得原価から控除したものとみなし、減価償却の計算を受入 金控除後の金額を基に減価償却を行う方法であり、現金主義に基づく考え 方です。

#### ②雨水経理処理方法の見直し

雨水処理に係る経費については、「雨水公費の原則」に基づき、維持管理 費、資本費ともに全額一般会計から繰入を行っており、このうち資本費の 繰入額の算定は、企業債の支払利息及び減価償却費をもって行っていたが、 資本費の一般会計からの繰入は企業債の元利償還の生じる時期に同額の繰 入を行う(元金償還方式)を採用することに変更しています。

これは、上記同様平成15年12月11日の神戸市上下水道事業審議会の答申に基づきなされたものであります。

この結果、減価償却費が 2,747 百万円少なく計上され、同額営業損益が多

く計上されています。

- (2) 会計処理方法の変更以外の平成16年度における留意すべき決算上の処理 ①平成15年12月神戸市上下水道審議会答申に基づくもの
  - ア 汚水資本費の一般会計負担区分の見直し

「汚水私費の原則」により、汚水処理経費は使用料で賄うのが原則であるが、神戸市では下水道の普及の促進や使用料の負担の急増を避けるため、家庭排水の資本費に対し50%を一般会計から補助(平成12年2月神戸市上下水道事業審議会答申)を受けていたが公費負担として残すべき範囲の検討を行った結果に基づき、一般会計負担割合を20%に引き下げた。この結果、一般会計からの繰入額が5,316百万円少なくなっています。

イ 高度処理経費の一般会計負担区分の見直し

神戸市では、高度処理経費(維持管理費、資本費)も全額一般会計負担と していたが、平成16年度より家庭用排水に係る高度処理経費(維持管理

費、資本費) の $\frac{1}{2}$  を一般会計負担としています。

この結果、一般会計からの繰入額が170百万円少なくなっています。

②一般会計補助金カット分の一般会計からの一部返還

阪神大震災への対応で、平成8年度5,020百万円 平成9年度5,000百万円 平成10年度5,284百万円の合計15,304百万円の一般会計からの繰入(補助金)を停止(0円)としていたが、この停止が一般会計との負担区分のルールを変更することなく行われており、一般会計からの繰入停止額15,304百万円が下水道事業会計の累積欠損に計上されているところから、一般会計からの返還を求め、平成16年度は返還分3,000百万円を特別利益に計上しています。

# (3) 基金を利用した企業債一括償還の実施

国は、原則企業債の繰上返済を認めていないため、下水道事業会計上の基金 を 18,915 百万円取崩し、神戸市行財政局所管の公債基金に企業債の元利償還 額を積み立てることにより、会計上企業債の一括償還を行ったと同様の効果を 実施したものであります。

この結果、損益計算表上、元金返済額 18,915 百万円の返済までの支払利息 及び企業債取扱諸費 6,812 百万円を一般会計に支払い、営業外費用に計上、同 額下水道事業基金を取崩し、基金繰入金 6,812 百万円を営業外収益に計上して います。

また、下水道事業会計上は、企業債が18,915百万円減少していることになるが、神戸市の一般会計上は企業債が同額残っており、市の財政上は外部への債務が減少していません。

### 2. 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

# 3. 監査の意見

### ①汚水経理処理方法の見直しについて

みなし償却とは、国庫補助金、工事負担金及び受贈財産を受け入れた場合、 当該設備投資の回収は終わったものとして、設備の取得原価から控除したもの とみなし、減価償却の計算も控除後の金額を基に行う方法であり、現金主義に 基づく考え方です。

現行の処理方法は、地方公営企業法施行規則第8条第4項により認められた 処理方法でありますが、企業会計上は、適正な期間損益計算を行う上で、資産 の取得原価は資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分 しなければならないとされています。但し、国庫補助金、工事負担金等で取得 した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除す ることができる。(企業会計原則注 24) とされており、この取得価額から直接 控除する会計処理を採用した場合のみ減価償却費を計算しないことが認めら れています。

従って、「みなし償却」は資産の取得価額から国庫補助金等を控除する会計 処理を行っていないにも係らず、減価償却費の計算を行っていないこととなり、 企業会計上は妥当と考えられない会計処理の方法です。

### ②雨水経理処理方法の見直しについて

「みなし償却」を適用し一般会計から繰入(補助金)の基準の見直しを行った結果、減価償却費の計算を計上しておらず、企業会計上の適正な期間損益計算を行う上では上記①同様、減価償却費の計算を行わなくて良い根拠を見い出せない会計処理と考えられます。

### ③震災による一般会計補助金カット分の処理

一般会計から繰入(補助金)停止額とされている 12,304 百万円(平成 16 年度末)について、一般会計との負担ルールを今後の会計処理が恣意的にならない様、調整し決定しておく必要があります。

# 政令都市での「みなし償却」の実施状況は下記の通りです

都市	国庫補助金	工事負担金	その他	採用時期
札幌市	0	×	×	昭和60年4月1日
仙台市	0	0	○ (受贈財産)	平成2年4月1日
千葉市	0	0	〇(受贈財産)	平成4年4月1日
東京都	0	0	〇(受贈財産)	昭和43年4月1日
川崎市	0	0	〇(受贈財産)	昭和62年4月1日
横浜市	0	×	×	平成11年4月1日
名古屋市	×	×	×	_
京都市	0	×	×	昭和30年4月1日
大阪市	0	×	〇(一般会計補助金)	平成8年4月1日
神戸市	0	0	〇(受贈財産)	平成 16 年 4 月 1 日
広島市	0	0	〇(受贈財産)	昭和60年4月1日
北九州市	0	0	○ (寄付金)	昭和60年4月1日
福岡市	0	0	〇(受贈財産)	昭和61年4月1日

○みなし償却実施、×未実施

### Ⅱ 収入調定と債権管理

- 1. 水道局への下水道使用料の調定事務の委託契約について
- (1)委託と直接徴収の区分

### ①概要

下水道使用料の徴収等の事務は、その大部分が建設局下水道河川部から水道 局へ委託され、上下水道料金として一括して徴収されています。これは、下水 道使用料の算定基礎となる使用者が公共下水道に排除した汚水量の認定が、原 則として、水道水又は工業用水を使用した場合は、その使用水量として計算さ れるため(「神戸市下水道条例第 16 条」)、上水道使用料と同時に徴収すること が効率的と考えられるためです。

# 表 1-1 水道局への下水道使用料の調定事務の委任に係る根拠規則

- ・ 水道事業管理者委任規則 (平成8年4月16日 規則第17号)
   ・ 水道事業管理者委任規則(昭和44年5月規則第14号)の全部を改正する。地方自治法(昭和22年法律第67号)第153号第1項の規定により、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。
  - (1) 神戸市下水道条例(昭和50年10月条例第40号)に規定する下水道 使用料について、水道を使用する場合(水道と井戸を併用している場合 を含む。)における一般汚水、浴場汚水及び共用汚水に係る下水道使用料 の徴収に関すること(市長が指定するものを除く。)。

表 1-2 委託と直接徴収の件数及び金額割合(平成 16 年度)

	件数(作	‡)	金額(千円)		
水道局に委託	4, 055, 267 99. 79%		17, 200, 522	83. 09%	
建設局にて直接徴収	8, 522	0. 21%	3, 501, 802	16. 91%	

表 1-3 委託と直接徴収の区分

A	水道局へ委託する場合
1	水道を使用
2	水道と井戸を併用(一般家庭・公衆浴場)
В	建設局(下水道河川部)が直接徴収する場合
1	水道と井戸を併用(企業)
2	水道と工業用水を併用(企業)
3	井戸のみ使用 (一般家庭)
4	減量認定している場合

(注) B①・②は、水道局から水道使用料のデーターを入手し、下水道使用料を算出している。井戸水については、企業の場合は、企業からメーターによる測定値の報告を受けるが、B③一般家庭の場合は、人数割りによる固定額で徴収している。

# ②監査の手続

水道局への委託と建設局にて直接徴収する場合の業務区分を確認しました。

# ③監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

# ④監査の意見

表 1-3 B②水道と工業用水を併用する場合に関しては、現状、建設局が直接 徴収しています。これは、工業用水は、上水道料金の徴収業務を担当する水道 局の各センターでは管理していないことが理由です。しかし、建設局では、水 道局から報告を受ける水道使用量及び工業用水使用量にもとづき、下水道使用料を計算し、徴収しています。業務の効率性を高める点及び停水措置のある水道料金と同時に回収することで債権の徴収不能を未然に防止するという点からは、水道局へ徴収事務を委託するのが合理的と考えられます。よって、水道局への委任範囲を定めた「水道事業管理者委任規則」(表 1-1 )の見直しを検討することが望まれます。

# (2) 委託料について

# ①概要

下水道使用料の徴収事務等の委託料は、建設局長と水道事業管理者との間で、下水道使用料徴収事務の委託に関する細目協定(昭和49年9月1日締結)第3条第2項に基づく「下水道使用料の徴収事務委託料及び工業用水使用水量データー提供に伴う委託料に関する覚書」を毎年度締結しています。

下水道使用料徴収事務委託料の額は、当年度の水道局料金徴収対象経費に建設局持分比率(\*1)を乗じた額及び下水道相談員に係る経費としています。料金徴収対象経費は、料金の調定・徴収に係る人件費及び事務費、電子計算機による事務処理委託経費、メーターの点検・料金徴収の委託経費、メーターの更新費用及び取替委託経費、ハンディーターミナルの修繕費及び減価償却費から構成されています。

工業用水道使用水量データー提供に伴う委託料の額は、工業用水道使用水量のデーター提供に係る人件費及び物件費の合計額に、建設局持分比率 (\*2) を乗じた額で算出します。

(\*1) 建設局持分比率:(建設局調定件数×0.5)/水道局調定件数×100 よ

り算出したもの。平成 16 年度は、47.9%

(\*2)建設局持分比率:(下水道使用料徴収工場数×0.5)/工業用水道メーター検針数×100より算出したもの。平成16年度は、25.2%

表 1-4 H16 年度下水道使用料徴収事務等の委託料 (単位:千円)

	徴収事務委託料	工業用使用水量データー
		提供料
人件費 計	815, 328	1, 109
物件費 計	2, 418, 924	6, 372
合 計	3, 234, 252	7, 481
建設局持分	1, 549, 000	1, 885
下水道相談員 (注)	16, 500	_
前年度精算調整	-54, 000	-304
今年度委託料	1, 511, 500	1, 581
消費税	75, 575	79
合 計	1, 587, 075	1,660

### (注)下水道相談員について

平成 14 年度に創設された制度で、水道局所属の嘱託員で下水道関連業務の担当者が、水道局の5ヶ所のセンター(東部・中部・北・西部・垂水)に、各1 名ずつ配置されています(平成 14 年度以前は、下水道河川部所属の職員が配置されていた)。業務内容としては、①下水道相談日報の作成②下水道河川部との連絡及び調整(月2回の連絡会)③下水道河川部からの照会及び調査依頼に対する回答④その他、市民からの下水道に関する相談業務があります。下水道相談員の経費 16,500 千円は、平成 14 年度制度創設時の嘱託員 1 名あたり

の報酬等 3,300 千円×5 人分から構成されています。

### ②監査の手続

水道局への下水道使用料の調定事務の委託契約の根拠を確認し、委託内容 及び委託料の計算根拠を確認しました。

# ③監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

# ④監査の意見

下水道相談員の経費については、平成 14 年度制度創設時に、金額は固定とされ、5 年を目途に制度及び金額を見直すものとされています。直近の嘱託員の報酬等(平成 18 年度予算)で下水道相談員の経費を試算したところ、1 名あたり単価 3,200 千円×5 名=16,000 千円となりました。現状、多額の乖離は発生しておりませんが、委託料の計算根拠の妥当性を確保するためには、年1 回覚書を締結するタイミングで、直近のデーターにもとづき、実際に発生すると予想される金額で覚書を締結するほうが望ましいと考えます。

また、下水道相談員の業務内容については、日々の電話等での問い合わせの他、月2回の連絡会での報告により、下水道河川部にて、業務内容を把握・監督しているとのことですが、連絡会に関して、議事録等の整備がされていませんでした。各下水相談員からどのような報告事項があり、どのような問題点が発生しているかに関して、情報として蓄積する必要性からも、後日検証可能な形で閲覧できるように議事録を整備するほうが望ましいと考えます。

一方で、そもそも、下水道相談員制度の必要性についても、再検討する 必要があると思われます。現状、上下水道料金を合算して徴収しているため、 市民からの下水に関する相談は、直接水道局のセンターに問い合わせること が多く、現状の把握に必要不可欠であると判断されています。しかし、下水 道に関する相談は、建設局の各水環境センター(東、中央、西)でも、受付 可能であり、下水道相談員の日報上の相談件数を見る限り、各水環境センタ 一でも対応可能であると考えられます。人件費抑制への取組みが行なわれて いる中で、下水道相談員制度の必要性を再検討する必要があると考えます。

### 2. 収入調定の流れについて

# ①概要

### ア 水道局へ委託する場合

以下の一連の事務手続を水道局(水道サービス公社を含む)にて実施します。

$$(r)$$
 メーター検針  $\rightarrow$   $(1)$  調定  $\rightarrow$   $(2)$  収納

### (ア) メーター検針

水道メーターの検針業務は、水道局から神戸市水道サービス公社(以下、「公社」)へ委託されています。メーター検針は、料金算定の基礎となる使用水量を計量するために実施される手続で、2地区に分けて、2ヶ月ごとに実施しています。公社の検針員は、センターの責任者が承認した「検針計画表」に基づき、検針を実施し、水道メーターの指示数をハンディーターミナルに入力後、使用者へ「ご使用水量のおしらせ」を交付します。検針後、「検針日報チェックリスト」を出力し、調査結果等のコメントを記入します。

### (イ)調定

センターは、公社から返却された検針データーを「検針日報チェックリスト」を確認しながら審査を実施し、お客様情報への登録・検針済データーの修正等を行なった上で、使用水量を決定し、システム上、調定指示を行ないます。調定とは、調査決定のことであり、収入について必要な事項を調査し、収入の存在及び内容を確認することを意味します。

# (ウ) 収納

使用料の納入方法としては、納入義務者が水道局窓口、取扱金融機関等に出向いて直接納付する納入通知による納付と口座振替による納付があります。これらの収納情報は、委託している電子計算会社がデーターを管理しており、当初の納期を20日経過しても、未納の場合、督促書が発行されます。督促書の納期限を過ぎても未納の場合には、未納整理担当者(公社もしくはセンターの担当者)が直接納入義務者を訪問します。再三の督促にもかかわらず未納の場合は、局やセンターの判断により停水措置がとられます(「神戸市水道条例第7条」に基づく)。

# イ 建設局で直接調定する場合

(r) 使用料の確定  $\rightarrow$  (1) 調定  $\rightarrow$  (2) 収納

### (ア) 使用料の確定

下水道使用料の測定方法については、「1. 水道局への下水道使用料の調定 事務の委託契約について」の「表 1-3 委託と直接徴収の区分」に記載してい ますように、水道局から水道使用量のデーターを入手し、下水道使用料を算 出しています。

### (イ)調定

建設局下水道河川部経営管理課業務係にて、2ヶ月ごとに調定を実施し、 納入通知書を送付します。

### (ウ) 収納

水道料金と同様に、納入通知書による納付と口座振替による納付方法があります。当初の納期限を20日経過した未納者については、システムより出力される「督促一覧表」にて把握し、「督促状送付に関する何」を起案、経営管理課長の決裁を入手後、督促状を発送しています。督促書を発行した未納者のうち、金額的重要性があると判断したものについては、業務係にて、個別に電話による納入督促、分割納付の交渉、訪問等を実施します。

# ②監査の手続

水道局へ委託する場合、建設局で直接徴収する場合それぞれの業務フローについて質問し、把握しました。

# ③監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ④監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### 3. 下水道使用料の収納状況について

# ①概要

過去5年間の未収額及び不能欠損額の発生状況は、以下のようになってい

ます。 表 3-1 下水道使用料の収納状況

(単位: 千円)

\h. \forage \	決算年度		(17. 3. <i>4</i> /3	十山東西	不納欠損額		徴収率
<b>次</b> 异	午及	調定額	収入額	未収額	件数	金額	(%)
	16年度	20,874,793	20,670,537	204,256		0	99.02
平成16年度	15年以前	3,814,163	3,564,736	249,427	5,810	27,298	93.46
	計	24,688,956	24,235,273	453,683	5,810	27,298	98.16
	15年度	20,649,276	20,462,280	186,996		0	99.09
平成15年度	14年以前	3,390,817	3,178,584	212,233	5,191	23,762	93.74
	計	24,040,093	23,640,864	399,229	5,191	23,762	98.34
	14年度	21,039,837	20,872,527	167,310		0	99.20
平成14年度	13年以前	3,438,365	3,240,695	197,670	4,591	28,008	94.25
	<del>11</del>	24,478,202	24,113,222	364,980	4,591	28,008	98.51
	13年度	21,498,293	21,324,031	174,262		0	99.19
平成13年度	12年以前	3,402,131	3,218,147	183,984	5,910	18,508	94.59
	計	24,900,424	24,542,178	358,246	5,910	18,508	98.56
	1 2年度	21,702,534	21,514,479	188,055		0	99.13
平成12年度	11年以前	3,449,192	3,301,462	147,730	14,976	60,191	95.72
	計	25,151,726	24,815,941	335,785	14,976	60,191	98.66

徴収率は、比較的高い水準を維持しているものの、年々、未収額は、増加して おり、毎期、20百万円から30百万円近くの不納欠損額が発生しています。 上記の未収額について、建設局・水道局別の発生状況は、以下のようになっています。

(単位:千円)

表 3-2 未収額の内訳

		平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度
建設局	現年度未収	56, 990	27, 699	23, 980
	現年度前未収	191, 852	123, 711	130, 880
水道局	現年度未収	147, 266	159, 297	143, 330
	現年度前未収	57, 575	88, 522	66, 790

調定件数・金額で比較すると水道局が建設局に比べ多いため(表 1-2 参照)、 現年度の未収額は、水道局側で多く発生しています。建設局が直接徴収する未 収債権先は、企業等の大口が多いため、発生件数は少ないが、一件あたりの未 収額は、大きくなる傾向にあります。また、水道局では、給水停止措置という 措置があるため、現年度に未収債権がいったん発生したとしても、最終的に給 水停止に至るまでに回収できる可能性が高いことを示しています。

### ②監査の手続

下水道使用料の収納状況を確認しました。

### ③監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ④監査の意見

回収期間が長くなるほど、回収状況が悪化していることから、早期回収に努めることが重要であり、給水停止措置のとれる水道局に徴収業務を可能な限り

委託し、水道料金の徴収と同時に下水道使用料の回収を行なっていくことが有 効な方法であると考えられます。

# 4. 債権管理方法について

### ①概要

建設局では、下水道使用料の調定履歴をシステム上で管理しており、使用者番号別の未収状況に関しては、システムから出力される「未収入一覧表」にて、個別の調定ごとに、当初の納期限・督促済か否か・督促年月日・督促納期を検索できる状況にあります。

# ②監査の手続

建設局での債権管理方法について、質問し、管理状況を確認するとともに、「未収入金一覧表」より任意に取引を抽出し、滞納者への対処状況を確認しました。

# ③監査の結果

ア 滞留債権に関して、滞納者別に、現時点までに、建設局として、どのような対処をしてきたか経過を記録した管理台帳が、網羅的に作成されていませんでした。滞納者に対する対処方法としては、一律に、業務マニュアル等 (例えば金額基準で、対処方法を定めたもの) で決められたものはなく、単純に督促書を発行する以外にも、業務係の担当者が滞納者に対して個別に電話・訪問による交渉の結果、分割納付の誓約書を入手するものなど、滞納者の個別事情に応じて、担当者の判断にもとづき対処しているのが現実です。

したがって、滞留債権管理において、担当者の経験・判断に基づき、いつ、 どのようなアプローチを実施したかについて、滞留理由の把握状況、責任者 の承認の有無を含めて、検証可能なように管理することが重要と考えられま す。また、管理台帳を作成することで、担当者個人の経験に過大に依拠する のでなく、滞留要因と対処方法について、市としてノウハウを蓄積すること で、将来の滞留債権の発生防止及び有効な回収方法の検討につながると考え られます。よって、管理台帳の作成を検討する必要があります。

イ 未収債権に関して、システムにて、個別に未収債権者の残高状況を検索することは可能ですが、未収債権者リスト等の相手先別に残高を一覧して把握できる表は作成されていません。2ヶ月に1度の頻度で実施される調定ごとに、滞留先別の債権残高や、前回の調定以降の回収のために実施した事項等を一覧できる資料を作成し、未収債権に対する取組み状況をタイムリーに、経営管理課長に報告する体制をとることが内部管理上、有効と考えられます。

### ④監査の意見

小口の滞納者に対しては、実質、督促書を発行する以外に管理されていませんでした。小口の債権に関しても、担当者の裁量に任せるのではなく、小口債権の定義を含め、一定のルールを設けて運用していくことが必要と考えます。

### 5. 水道局から建設局への一括返還債権について

# ①概要

平成 15 年度以前は、水道局に収入調定を委任している債権に係る未収債権

は、下水道使用料債権の時効である5年(地方自治法第236条1項)が経過するまで、水道局にて管理され、5年後に、建設局に一括返還されることとなっていました。しかし、水道料金債権の時効に関して、最高裁判所の判決をうけて2年の消滅時効(民法第173条第1号)が適用されることとなった(平成16年11月18日 事務連絡 総務省自治財政局公営企業課より)ため、平成16年度より、水道局においては、下水道使用料債権に関しても2年間のみ管理し、2年間経過した年度末において、一括して建設局に返還することとなりました。

水道局では、未収債権が発生した場合、未納者管理簿を作成し、未収債権を個別管理するとともに、督促状況の履歴を明らかにするために「未納整理カード」に記録管理しています。建設局に未収債権を返還した時点で、システム上、調定債権のデーターは、水道局から抹消され、建設局に移管されますが、上記の「未納整理カード」などの紙ベースでの管理資料は、水道局にて、保管されており、債権返還後も、実質的な回収対応は水道局にて行なわれています。

延滞金に関して、水道料金の未納額を徴収する場合、遅収料金として 100 分の5を加算しています(神戸市水道条例 第12条5)。一方、下水道使用料 については、延滞金は徴収されていませんでした。よって、水道局が未納者へ 送付する「領収済通知書(未納整理)」上も、調整額として、水道料金の遅収 料金は加算されていますが、下水道使用料の加算額はゼロになっています。下 水道使用料は、地方自治法第231条の3第1項の規定する債権に該当し、第2 項にて、条例の定めるところにより延滞金を徴収できるものとなっています。 神戸市では、「債権の管理に関する条例」にて、地方自治法第231条の3の第 1項に規定する歳入に係る債権について、督促状の納期限後に債務者がその履行する場合においては、履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、100円について 1日3銭の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する旨の定めがあります。

### ②監査の手続

水道局からの一括返還債権に関して、水道局から建設局への返還手続を質問 し、未収債権の管理状況を確認しました。

# ③監査の結果

延滞金に関して、債権回収自体が困難な滞留債権について延滞金まで徴収することが困難な状況であることは理解できますが、他の使用者との公平性や、条例に基づく適切な業務の執行という観点からすると、条例に基づく厳格な徴収を行なうべきです。

### ④監査の意見

水道料金債権の2年の時効適用に伴い、下水道使用料の未収債権に関しても調定から2年経過時に建設局に返還されていますが、返還直前まで、水道局にて、回収努力が行なわれてきた債権であり、返還後も、督促状況の経緯を含めた個別事情に精通している水道局の担当者によって、引続き回収努力が行なわれることは債権回収の実効性も高いと判断されます。よって、一括返還後も、建設局側で時効を迎えるまでは、未収債権額の把握・検索等の回収活動が効率的に実施できる体制を検討する必要があります。また、現在、水道局と建設局との間では、不定期にミーティングが行なわ

れているとのことですが、債権回収に係る情報交換の場として定期的にミーティングを開催し、協力体制を強固にしていくことが望ましいと考えます。

# 6. 不納欠損処理について

# ①概要

水道局からの過去3年間の一括返還債権と建設局での不納欠損処理の関係 は、以下のようになっています。

表 2-6 水道局からの一括返還債権

(単位:円)

	件数	金額	備考
亚出14年	4 F7C	17 700 959	平成8年度調定分であり、平成14年度決算
平成14年度	4, 576	17, 780, 253	における不納欠損処理金額・件数と一致
平成15年度	5 175	23, 426, 029	平成9年度調定分であり、平成15年度決算
十八15十尺	5, 175	23, 420, 029	における不納欠損処理金額・件数と一致
			平成 10 年度調定分であり、平成 16 年度決
平成16年度	5, 796	27, 097, 930	算における不納欠損処理金額・件数と一致
			*3
<b>*</b> a	5, 557	24, 727, 438	平成 11 年度調定分であり、5 年間の時効を
**a	5, 557	24, 727, 430	迎えるまで建設局にて債権管理すべきもの
<b>*</b> a	E 206	25 677 245	平成 12 年度調定分であり、5 年間の時効を
*A	5, 396	25, 677, 245	迎えるまで建設局にて債権管理すべきもの
No.	E 919	25 621 960	平成 13 年度調定分であり、5 年間の時効を
<b>*</b> a	5, 313	25, 631, 860	迎えるまで建設局にて債権管理すべきもの

平成 16 年 度計	22, 062	103, 134, 473	
*a合計	16, 266	76, 036, 543	不納欠損処理されていないもの

表 2-6-1 上記のうち、未収理由が転居先不明等(一部、破産を含む)によるもの

	件数	金額	備考
平成14年度	4, 482	15, 779, 204	平成8年度調定分
平成15年度	5, 070	21, 271, 668	平成9年度調定分
平成16年度	5, 720	23, 950, 411	平成 10 年度調定分
<b>*</b> b	5, 529	22, 637, 056	平成 11 年度調定分
<b>*</b> b	5, 355	24, 145, 715	平成 12 年度調定分
<b>*</b> b	5, 237	22, 934, 322	平成 13 年度調定分
平成 16 年	91 041	02 667 504	
度計	21, 841	93, 667, 504	
*b 合計	16, 121	69, 717, 093	不納欠損処理されていないもの

表 2-6-2 平成 16 年度決算における不納欠損処理(平成 10 年度調定分)の内訳

(単位:円)

調定取扱区分			件数	金額
建設局調定分 *1		а	14	200, 083
水道局調定分				
随時返還分	破産宣告	b	55	245, 522
一括返還分	転宅時精算分未払など *2	С	5, 741	26, 852, 408
水道局調定分合計	b+c	*3	5, 796	27, 097, 930
欠損処分額合計	a+b+c		5, 810	27, 298, 013

# \*1 建設局調定分の内容

支払拒否によるもの(水道料金については支払っているが、下水道使用料に関しては支払拒否しているもの)12件(2者)46千円、破産2件(1者)153千円

- \*2 転宅時精算未払とは、主に転居先不明により請求・督促不可能な者
- \*3 表 2-6 水道局からの一括返還債権の平成 16 年度の数字と一致

# ②監査の手続

不納欠損処理の内容を質問し、平成16年度決算にて不納欠損処理した建設 局調定分に関して、内容を確認し、督促から最終不納欠損処理に至るまでの経 緯を検証しました。

### ③監査の結果

不納欠損処理の大部分が転居先不明という状況の中で、未収債権に対する方 針を明確にするとともに、転居先不明による未収債権削減にむけた取組み(例 えば、市民への転居先通知促進のための啓蒙活動等)を検討する必要があると 考えられます。

# ④監査の意見

表から分かるように、水道局から返還されてきた未収債権は、転居先不明によるものが大部分を占めています。転居先不明が未収理由の場合、滞納が発生した時点で、実質的に回収が困難と予想されます。一方で、下水道使用料の5年の時効を迎えるまでは、不納欠損処理されないため、平成16年度決算の場合、実質的に回収可能性が低い債権69百万円(表2-6-1\*b合計16,121件)が計上されていることとなります。返還された時点で、回収可能性が低いと判断される債権に関しては、貸倒引当金の計上を検討する必要があります。

### Ⅲ 契約事務

# 1. 概要

神戸市における契約、入札に関する制度の概略は次の通りです。

### (1) 工事契約の契約方法

# ①一般競争入札

一般競争入札とは契約に関し公告し、不特定多数人の参加を求め、入札の 方法によって、競争を行わせ、そのうち、最も有利な価格で申し込みをした 者を契約の相手方とする方法です。一般競争入札の対象は平成14年4月1日 から平成16年3月31日に締結される建設工事については22億2000万円以 上の工事となっています。(特例政令に規定する特定調達契約の基準)

### ②指名競争入札

指名競争入札とは、資力、能力、信用その他について適当であると認める 特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から最 も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約を締結する方法です。 指名競争入札には、通常型指名競争入札と公募型指名競争入札があります。 公募型指名競争入札とは入札参加資格者を対象として公募を行い、当該入札 の参加を希望して応募した者の内から当該入札の参加者を指名する手続き を経て行う指名競争入札をいいます。

神戸市工事請負公募型指名競争入札実施要領では 3 億円以上 (22 億 2000 万円未満) の土木、建築工事について公募型指名競争入札によることとされています。

公募型指名競争入札においては従来の通常型指名競争入札よりも透明性、 客観性、競争性を高めることが期待されています。また、通常型指名競争入 札においても、神戸市工事請負指名基準要綱、神戸市指名停止基準要綱が定 められています。

神戸市工事請負指名基準要綱では客観的要素、主観的要素による入札参加 資格者の等級を定め等級による指名を行うなど透明性、公平性を図る措置が なされています。また、平成17年4月度より「公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の趣旨をふまえ、神 戸市工事請負指名基準要綱を改正し入札参加者をより多く指名できるよう、 現在「原則10者以内」としていた指名者数の上限を「原則20者以内」に 改め、競争性の向上を図っています。

また、神戸市指名停止基準要綱では贈賄、談合など不正行為に基づく指名停止基準を設けるなど契約にかかる不祥事の防止が図られています。また、平成17年4月度より上記適正化指針の趣旨をふまえ指名停止措置及び工事成績評定結果について公表を行うものとされ、指名停止措置について措置のつど神戸市のホームページ上で公表を行っています。

### ③随意契約

随意契約とは競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結 する契約方法です。

地方自治法施行令第 167 条の 2 では下記に該当する場合に随意契約の対象 となります。

- ・契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合(第2号)
- ・身体障害者施設等で製作された物品の購入等(第3号)
- ・市長の認定する新事業分野の開拓を図る者からの新商品の購入(第4号)
- ・緊急の必要により競争入札に付することができない場合(第5号)

- ・競争入札に付することが不利な場合(第6号)
- ・時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込がある時(第7号)
- ・競争入札で入札者がない場合又は再度の入札で落札者がない場合(第8号)
- ・落札者が契約をしない場合(第9号)

神戸市においては、後述の通り 1,000 万円以上の随意契約をする場合に は神戸市請負契約審査会の審議を経ることにし工事発注の客観性、公平 性を高めるようにしています。

# (2) 価格情報の事前公表の試行

入札制度の透明性の向上、予定価格を探ろうとする不正な行為の防止、入札事務の効率化を図るため、平成16年度は工事に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札の一部について予定価格の事前公表の試行を行ってきました。

しかし、平成17年度では工事に係る競争入札のすべてに拡大して、予定価格の事前公表の試行を行うこととされました。

また、最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格の事前公表についても平成17年度より試行実施されています。

### (3) 委託契約の適正化

神戸市は市の事務事業を委託により執行するに際し委託事務の適正 な執行を図るため「委託事務の執行の適正化に関する要綱」を定めています。 この「委託事務の執行の適正化に関する要綱」を要約します。

### ①委託事務の類型

神戸市は委託により執行する事務作業を下記類型に分けて取り扱っています。

- 第1類型・・・専門的情報・知識・技術を活用するもの
  - (例)調査・研究、相談業務、診断、研修、映画製作、編集・レイアウト
- 第2類型・・・規模の利益等が期待されるものについて専門的技能を活用 するもの
  - (例)電子計算機処理、料金徴収、施設管理、設計·管理
- 第3類型・・・市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指す もの
- (例)市民文化・スポーツ事業、市民生活施設等の運営、市民情報の提供、 地域行事の開催等市民生活に密着し連帯を深める事業、地域福祉活動 ②類型別の事務事業委託の基準
  - ①の類型別の事務事業の委託の基準は下記の通りです。
- 第1類型 ア 市の有する知識、技術だけでは目的を達成できないもの
  - イ 委託する目的どおりの成果が期待できるもの
- 第2類型 ア 行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの
  - イ 経済的、効率的に処理されるもの
  - ウ 確実な処理が期待されるもの
- 第3類型 ア 市民意識、地域連帯の高揚に役立つもの
  - イ 適切な委託先があるもの
- ③請負契約との区分

請負契約との区分に関しては「委託事務の執行の適正化に関する要綱」 第7条において次のように規定されています。

「事務事業の目的、性質等から判断して、仕様書の作成が可能で、工事若 しくは製造その他についての請負契約又は物品購入契約として処理しな ければならないものは、それぞれの契約により執行するものとする。」

# ④委託先の選定対象

委託先の選定対象は、公正さの確保と処理の確実性の見地から知識、技術、信用、実績等の点で適格性を有するものとされています。(第9条)

### ⑤委託先の選定方法

委託先の選定に当たってはより競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用するものとされています。(第10条)

### ⑥同一委託先との継続契約

同一の事務事業について同一委託先との間で委託契約を継続することは次 の場合に限りできるものとされています。(第12条)

- 事務事業の内容が専門的であるため代替可能な委託先が存在しないとき
- ・事務事業の連続性から継続することが必要なとき
- ・その他事務事業の性質上継続することが適切であると認められるとき

### ⑦審査委員会

第13条では「委託の適否の判断を行い委託先の公正な選定及び委託事務 の適正な執行を図るため、各局室区ごとに局室区長を長とする審査委員 会を設置するものとされ、下記に関する事項について調査審議するもの とされています。

- ・事務事業の委託の適否の判断に関すること
- ・委託先の選定に関すること
- ・委託事務の履行確認に関すること
- ・その他必要な事項(契約金額の変更、履行期限の延長等)に関すること

また、審査委員会の組織、運営その他必要な事項は各局室区長が定めるものとされています。

# (4)(財)神戸市都市整備公社

神戸市の下水道事業の委託契約を検討するうえで(財)神戸市都市整 備公社を概括する必要があるため以下に記載します。

### ①設立の趣旨

(財)神戸市下水道公社の「10年の歩み」によれば、(財)神戸市都市整備公社下水道事業運営部の前身である(財)神戸市下水道公社の設立の趣旨は次の通りです。

神戸市の下水道整備は昭和63年末には、既成市街地の全域でほぼ整備を終えましたが、市民からはなお一層の普及率の向上、地形上の理由等による整備困難地区の解消、西北神の市街化調整区域への処理区域拡大等が強く求められてきました。一方、神戸市の下水道事業は既に維持管理の時代を迎え年々増加する施設の適切な維持管理や水質管理行政など業務の範囲の拡大とともにその質的な充実を図らなければならない状況にあったこと、加えて下水道用地、施設の多目的利用や下水道処理水の再利用等アメニティ下水道事業の推進を求める動きが起こってきました。このような下水道に対する市民のニーズ等に機動的かつ柔軟に対処するため、市と一体となって下水道事業の補完的業務を行う組織が必要となり平成元年に設立されました。

### ②事業の内容

- (財)神戸市都市整備公社下水道事業運営部の内容は次の通りです。
- ア. 下水道施設設置事業
  - 農村下水道整備事業
  - ・市街化区域における水洗化困難地区の解消
  - 道場八多地区下水道整備事業

- ・震災復興土地区画整理区域内の下水道整備
- 東部新都心の下水道事業
- ・東灘処理場のガレキ再生事業
- イ. 下水道施設管理事業
  - ・東部スラッジセンターの管理運営
  - ・向洋ポンプ場の管理
  - 農業集落排水処理施設の管理
  - ・ポートアイランド高度処理実験施設の運転管理
- ウ. 下水道上部利用施設等管理運営事業
  - ・垂水スポーツガーデン
  - ・魚崎浜テニスコート
  - ・ 平磯芝生広場の管理
- 工. 下水処理水等再利用化事業
  - ・六甲アイランド水リサイクルモデル事業
  - ・ポートアイランド水リサイクル事業
  - ・下水汚泥焼却灰有効利用製品の販売

### 2. 監査の手続

# (1) 監査の対象契約

監査の対象とした契約は以下の通りです。

①平成16年度下水道事業発注工事のうち下水道施設小規模工事を除くもの 契約形態により分類すると次の通りとなります。

契 約 方 法		件数	金額	比率
一般競争入札		3 件	12, 196 百万円	59.5%
	公募型	18	3, 723	18. 2
指名競争入札	通常型	6 0	2, 670	13. 0
	計	7 8	6, 393	31. 2
	特命	1 4	1, 552	7. 6
随意契約	不調	7	348	1.7
	計	2 1	1, 900	9.3
合 計		102	20, 489	100. 0

②平成15年度、平成16年度下水道事業発注の委託契約

契約形態により分類すると次の通りとなります。(ただし、(財)神戸市都 市整備公社への委託及び日本下水道事業団等への工事委託を除く)

		平成 15 年度			平成 16 年度			
契約	方 法	件数	金額	比 率	件 数	金額	比率	
		件	百万円	%	件	百万円	%	
一般競争入札		0	0	-	0	0	-	
指名	公募型	0	0	-	0	0	-	
競争	通常型	19	189	24. 4	18	198	26. 6	
入札	計	19	189	24. 4	18	198	26. 6	
Chi	特命	35	179	23. 1	42	212	28. 5	
随意 契約	不調	30	406	52. 5	31	335	45. 0	
<del>文</del> 亦7	計	65	585	75. 6	73	547	73. 4	
合計		84	774	100.0	91	745	100.0	

①と比較してわかるように委託契約においては工事請負契約よりも随意契約の 割合が高いことがわかります。

③平成14年度~平成16年度の神戸市都市整備公社への委託契約

各年度の委託契約、件数及び金額は次の通りです。

平成 14 年度 27 件 4,282 百万円

平成 15 年度 27 件 3,237 百万円

平成 16 年度 26 件 3,526 百万円

④平成15年度の神戸市都市整備公社から外部への委託契約

契約形態により分類すると次の通りとなります。

契 約 方 法	件数	金 額	比率	
代 理 入 札	23件	1,905 百万円	70.0 %	
公社入札	4 3	223	8. 2	
契約事務審査会	1 6	566	20.8	
契約事務審査会なし	1 4	27	1.0	
合 計	9 6	2, 723	100. 0	

神戸市都市整備公社での契約方法を説明すると以下の通りです。

# • 代理入札

予定金額が一定額(10百万円)以上の土木、建築等工事請負契約の競争入札 は神戸市へ入札事務を委託し契約事務のみを公社が行っています。

### • 公社入札

代理入札以外の入札については公社契約規程に基づき公社が行っています。

その場合、市登録業者の中から原則として5社以上の業者を指名して入札を行っています。(公社契約規程第7条)

# • 契約事務審査会

また、指名業者の選定に当たっては公平を期すため特定の場合には契約事務 審査会に諮ることとされています。(注)

- (注)契約事務審査会に諮ることが必要な場合
  - ・競争入札の参加者の選定(請負3百万円以上その他2百万円以上)
  - ・随意契約 (請負 3 百万円以上その他百万円以上)

⑤平成15年度~平成17年度の建設局水環境センターから外部への委託契約 各年度の委託契約、件数及び金額は次の通りです。

	東水環境センター		中央水環境センター		西水環境センター	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 15 年度	3	202	5	137	5	153
		百万円		百万円		百万円
平成 16 年度	5	195	5	141	3	133
平成 17 年度	1 0	265	4	117	5	152
合計	18	662	1 4	395	1 3	438

### (2) 監査の手続

①前述の「2(1)①平成16年度建設局下水道河川部発注工事」の中から無作為に契約工事を抽出し決裁書、入札書、契約書等を閲覧、担当者に質問する等契約事務手続きが「神戸市契約規則」等に基づき適切になされているかどうか確認しました。

その過程において以下の点に特に留意しました。

- ・ J V (共同企業体) の運用基準
- ・前払いが認められる基準、支払金額計算基準
- ・工事保険(特に工事履行保険)の徴収基準
- ・ 随意契約の理由
- ②前述の「2(1)②平成15年度、平成16年度建設局下水道河川部発注の 委託契約」の中から無作為に委託契約を抽出し委託契約が「委託事務の執 行の適正化に関する要綱」等に基づき適切になされているか確認しました。 その過程において以下の点に特に留意しました。
  - ・請負契約と委託契約が適正に区分されているか
  - ・委託契約として処理することの是非
  - ・委託契約の適正化が請負契約と同程度に確保されているか
- ③前述の「2(1)③平成14年度~平成16年度の(財)神戸市都市整備公 社への委託契約」の中から無作為に委託契約を抽出し委託契約が「委託事 務の執行の適正化に関する要綱」等に基づき適切になされているか確認し ました。その過程において以下の点に特に留意しました。
  - ・神戸市都市整備公社に委託することの是非
  - 神戸市都市整備公社へ支払う委託料の水準の妥当性
- ④前述の「2(1)④平成15年度の(財)神戸市都市整備公社から外部への 委託契約」の中から無作為に委託契約を抽出し委託契約が「公社契約規程」 等に基づき適切になされているかどうか確認しました。その過程において 以下の点に特に留意しました。
  - ・神戸市都市整備公社が外部業者へ再委託、再請負に出す場合の再委託、 再請負理由の確認

- ⑤前述の「2(1)⑤平成15年度~平成17年度の建設局水環境センターから 外部への委託契約」の中から無作為に工事を抽出し委託契約が「委託事務 の執行の適正化に関する要綱」等に基づき適切になされているか確認しま した。その過程において以下の点に特に留意しました。
  - ・長期間同一の業者に委託されている契約の有無

# 3 監査の結果と意見

# (1) 委託と請負の区分について

委託契約と請負契約の区分に関してですが、委託に関しては「委託事務の執行の適正化に関する要綱」により委託か請負かの判断がなされており、そこでは上述の様に委託により執行する事務事業を 3 つの類型に分けて取り扱うこととしています。例えば設計業務などは一般的に言って請負契約にあたりますがこの要綱では委託として規定され処理されています。実務上は請負として処理されるのはほぼ物品購入と工事請負、製造請負、その他警備・清掃等の請負で、それ以外の工事監理、施設管理等は全て委託業務として処理されています。

委託、請負とも随意契約による場合の根拠条文は地方自治法 234 条第 2 項ですが、その詳細を規定している地方自治法施行令第 167 条の 2 は文言に曖昧さを残していますので、請負契約の場合には実務的な指針とすべく「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について(随意契約ガイドライン)」が建設省(現国土交通省)において規定されており、神戸市でもこのガイドラインに従って随意契約の適正性の判断をしています。それに対し委託の場合には昭和 5 6年1月14日の市長決定「委託事務の執行の適正化に関する要綱」の第12条において同一委託先との継続契約に関する条項が存在するのみであり、継続契約ではなく初めての相手先と随意契約をする場合のガイドラインが存在し

ていません。また「要綱」における継続契約に関する条項も前述した様に非常にシンプルなものであり実務での適用に曖昧さを残す可能性のあるものとなっております。加えて委託の場合には 3 億以上の大型委託事業に関しても公募型指名競争入札の制度が無く、請負の場合との均衡に欠ける面があります。例えば平成14年度に行われた垂水処理場第 3 期拡張水処理施設実施(詳細)設計業務委託の場合には基本設計が102百万円、詳細設計が178百万円で合計すると実質的に3億円近い大型委託物件ですが公募型指名競争入札ではなく通常型の指名競争入札で行われています。上述の様に委託で処理される業務の方が請負よりも幅広いことを考慮すると、随意契約によるチェックの水準、及び入札適用の基準を委託と請負とで合わせておくことが必要と思われます。

### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

業務委託を随意契約による場合の理由をより画一的・客観的に判断しうるガイドライン等の制定が必要と思われます。また垂水処理場の委託契約について見られるような大型の委託契約については請負契約と同じように公募型指名競争入札によることを検討することが望ましいと考えます。

#### (2) 落札予定価格の事前公表について

神戸市では入札制度の透明性の向上、予定価格を探ろうとする不正な行為の 防止、入札事務の効率化を図るため、平成17年度から工事に係る競争入札の 全てについて予定価格の事前公表の試行を行っています。これにつき制度変更 による影響を分析する為落札率を試行前、試行後で比較してみました。

結果は試行前の年度では平成15年度が83.9%、平成16年度が85.

9%、施行後の平成17年度はまだ進行途中ではありますが現在までで集計すると82.9%と、事前公表への変更による影響は特に見られません。平成16年度において工事に係る一般競争入札、公募型指名競争入札及び指名競争入札の一部について予定価格の事前公表の試行を行い、当初懸念された落札率の高止まりといった問題点は見られなかったことも報告されております。入札参加者が全て予定価格以上の入札を行ってきた場合には入札のやり直し等の事務コストがかかりますが、落札予定価格を事前公表することによりその可能性が排除され事務コストの低減につながる、官製談合のリスクを低減できる、などの利点があり導入する市町村も増加しています。神戸市では、最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格の事前公表についても同様に平成17年度より試行を実施しています。

# ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

# (3) 工事の分割(発注単位) について

大型の公共工事を委託・請負に出す場合、工事の地域性及び地元建設企業の機会創出を目的として工事を地域別に分割(発注単位)することが多く見うけられました。

一般的に工事を分割(発注単位)する場合、工事を一括で委任するのに比べ業務の重複が発生し合計金額で割高になるケースもあると思われます。何故そのように工事が分割(発注単位)されたかについては審査委員会等の決議を得ています。

# ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

# (4) I V構成員破綻の場合の手続について

平成6年11月11日市長決定の「神戸市共同企業体取扱要綱」の「4. 懸案構成員が生じた場合の処理 ア 通則(懸案構成員の取扱い等)」の項において、JVの構成員の中で再建申立て、破産、指名停止に陥った会社がある場合には、残存構成員は懸案構成員を残留させるか又はこれを脱退させ若しくは除名するかを決定する、とあり、また「エ 入札後に懸案構成員が生じた場合」の項において「市長その他の発注者は、契約の相手方の施工能力、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を総合的に勘案した上で、契約の履行が可能か否かを判断し、契約を継続するか否かを決定する。」と規定されています。

これに基づき実際に懸案構成員が生じたケースについて上記の手続きが規則通り取り扱われているかどうかを検証しました。平成16年度の和田岬連絡雨水幹線(その2)ほか築造工事において、入札後の工事進行途中にJV構成員であるM建設会社が民事再生法を申請し、残存構成員は規則に従って懸案構成員の残留を決定していました。また発注者である神戸市の方でもその決定申出書を審査し、問題が無い事を検討して承認しており、適正な手続きがとられている事を確認しました。

### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### (5) 随意契約理由について

随意契約方式は一般的に言って業者選定に関して恣意性が介入する恐れがあり、また競争原理が働かない為入札に比べてコスト高になり易いと考えられます。その為事務委託契約において入札ではなく随意契約方式をとる場合には明確な理由が必要となってきます。神戸市では昭和56年1月14日市長決定「委託事務の執行の適正化に関する要綱」に従って実務上の運用がされております。具体的には、「要綱」の第12条に、

# (同一委託先との継続契約)

第12条 同一の事務事業について、同一の委託先との間で委託契約を継続することは、次の各号の一に該当する場合に限りできるものとする。この場合にあっては、第10条の趣旨にのっとり最も適切妥当な運用を図るものとする。

- (1) 事務事業の内容が専門的であるため代替可能な委託先が存在しないとき。
- (2) 事務事業の連続性から継続することが必要なとき。
- (3) その他事務事業の性質上継続することが適切であると認められるとき。

と規定されています。この要綱に従って運用がされているかを検証するため 建設局事務事業委託審査委員会議案に記載されている随意契約理由を閲覧した ところ、特に(財)神戸市都市整備公社及び日本下水道事業団に事業を継続的 に随意委託する場合の理由に似通ったものも多く、随意契約に拠らなければな らない必要性があったのか説得力に欠ける事案が見受けられました。下に一例を挙げておきます。なお、表中の「該当番号」欄に記載の数字は上記要綱の号数  $((1) \sim (3))$  に該当しております。

委託審査会決議	委託案件名	随意契約の	委託	該当	随意契約理由
年月日		相手方	予定額	番号	
平成 15 年 3 月 24 日	ポートアイラン	(財) 神戸	14, 288	2	当公社は(財)神戸市下水道公社設立以来、
	ド処理場 汚泥	市都市整備	千円		市と一体となって下水道事業の補完的な役割
	圧送機械・電気	公社			を行う組織である。そのため公共下水道に精
	設備工事「施工				通しており、工事設計施工に関する専門的知
	監理」				識・技術力・経験等を有している。又、本市
					との調整も円滑に、かつ、きめ細やかな対応
					が可能であり本市と連携した効率的、経済的
					な成果が期待できる。このため本件を(財)
					神戸市都市整備公社と随意契約したい
平成 15 年 3 月 10 日	震災復興土地区	(財) 神戸	555, 000	1	当公社は(財)神戸市下水道公社設立以来公
	画整理区域内汚	市都市整備	千円		共下水道工事に精通しており、工事設計施工
	水管布設工事	公社			に関する専門的知識・技術力・経験等を有し
					ている。又、本市建設局及び都市計画局との
					調整も円滑に、かつ、きめ細やかな対応が可
					能であるため、本事業を(財)神戸市都市整
					備公社に随意契約したい

平成 15 年 3 月 23 日	平磯芝生広場の	(財)神戸	45, 137	2	垂水処理場周辺の平磯芝生広場、住宅展示場、
	管理運営業務	市都市整備	千円		スポーツガーデンは「垂水海浜センター」と
		公社			して地元住民に親しまれている。
					この内、住宅展示場、スポーツガーデンは都
					市整備公社が自主事業として運営している。
					したがって、平磯芝生広場も含めて一体的に
					管理運営することにより、効率的かつ経済的
					な効果が期待できる。
					また、都市整備公社には六甲アイランド及び
					ポートアイランドの水リサイクル事業を、事
					業開始当初より委託しており、高度処理に関
					する専門的な知識・技術・経験を有している
					ことから、当事業の麗水プラントの管理も一
					体的に行うことにより、効率的かつ経済的な
					効果が期待できる
平成 15 年 3 月 10 日	井戸水等の検針	(財) 神戸	6,653 千	2	当該法人は、市の外郭団体であり、その下
	業務(継続)	市都市整備	円		水道事業部は、下水道に関する専門知識・技
		公社			術・経験を有しているため、事業の執行方法
					及び実施においては、本市と連携した効率的
					かつ経済的な成果が期待できる。また、多種
					多様な井戸水のメーターを正確に検針するた
					めには、下水道事業部の豊富な経験と知識が
					必要不可欠である

### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

その事務が(財)神戸市都市整備公社にしか委託できない専門的なものであるのか、また、その専門性は(財)神戸市都市整備公社しか保有していないのか、を更に検討し、民間に門戸を広げてゆく可能性を探る必要性があると思われます。

## (6) 業者の固定化及び包括的民間委託について

先の「(5) 随意契約理由について」で記載しましたが、同一の委託先との間で委託契約を継続することは一定の場合に限り可能となっております。しかし例えばポートアイランド処理場の処理施設管理及び施設・設備一般の保守管理業務については長期間(財)神戸市都市整備公社との間で随意契約が更新され続けております。随意契約理由としては

- 1. 本市と密に連携をとって迅速に対応することが必要
- 2. 汚水の高度処理に関する高度な専門的知識ならびに技術、経験が要求される。
- 3. (財) 神戸市都市整備公社と別途契約予定の再生水設備が場内にあり、関連性が高い
- 4. 立地的に見学、視察等に便利であり、より一層公共性の高い広報、啓発を行う必要がある。
- 5. (財) 神戸市都市整備公社は下水道に関する専門的な知識・技術・経験・人材と総合力を有し、公共性についても十分期待ができる。

と記載されておりますが、特にポートアイランド処理場、鈴蘭台処理場などの 小規模処理場については比較的包括的民間委託に移行し易く、現に運転管理業 務を包括的民間委託に移し経費削減に成功している地方公共団体もあります。 一般的に言って長期間随意契約を続けている事務では競争原理が働かず無駄が 発生する恐れがあり、またリスク管理上も代替の業者が存在した方が倒産リスクなどを考えても安全です。(財)神戸市都市整備公社及び市の指導監督も期待できるので他の業者への委託、及び包括的民間委託も検討すべきであると考えます。

※包括的民間委託とは、一般的には「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能を発揮できれば、施設の運転方法の詳細等については、民間事業者の裁量に任せるという性能発注の考え方に基づく委託方式」をいいます。通常、従来の民間委託と比べ、委託業務の範囲が広く、また、契約年数も複数年にわたる等の特性があります。

#### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査の意見

同一の委託先との間で委託契約を長期間継続しているケースではもう一度事業の内容を見直し、委託先の変更が可能であると結論が出た事業においては、業者の能力による選別を予め行った上で可能な限り入札により委託先を選定すべきであると考えます。また包括的民間委託についても導入の検討を推し進めてゆく必要があると考えます。

### (7) VE特約条項付契約及びVE提案付入札の機能状況について

VE特約条項付契約とは、契約締結後、受注者が機能や品質を低下させずに 工事費を削減する方法を提案し、発注者がその方法を採用した場合に、工事費 削減額の一定率を受注者に還元するものです。また、VE提案付入札とは、入 札時点で工事費削減の提案を受付け、その提案を含めた入札価格で応札するも のです。公共工事のコスト縮減の観点から、神戸市において全国に先駆けて導 入されたものですが、下水道事業では現在まで平成12年度において1件のみ提 案が採用されたにとどまっております。当該1件により14百万円が削減され ていますので、この制度を積極的に推進することにより更なる削減も可能とな ることが考えられます。

### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

#### ②監査の意見

VE特約条項付契約及びVE提案付入札をより積極的に活用し、公共工事のコスト削減を推し進めることが必要と考えられます。

### (8)(財)神戸市都市整備公社の事業再委託について

(財)神戸市都市整備公社が神戸市より委託を受けた事務について外部に再委託に出す場合、公社では契約事務の適正性を確保するため、神戸市の契約事務 処理に準じて契約事務をおこなっています。具体的には

### ア 神戸市への入札事務委託

予定価格が一定額以上の土木・建築等工事請負契約の競争入札は、神戸 市へ入札事務を委託し、契約事務のみ公社が行っている。

### イ 公社入札

上記ア以外の入札については、公社契約規定に基づき、公社で行っている。また、指名業者の選定については契約事務審査会に諮り、公正を期している。

### ウ 随意契約

随意契約についても、契約事務審査会及び小修繕審査会により、契約 先・契約金額等について審査を行っている。

という制度になっております。またアについては昭和55年11月22日 市長決定「公社等の入札事務受託要綱」により、公共性の強い工事に関す る請負契約であって、かつ予定価格がおおむね1千万円以上のものについ て神戸市が入札事務を受託することになっております。

(財)神戸市都市整備公社からの再委託先を調べてみると、例えば設計業務など、公社からまた1社のみに再委託している様なケースが散見されます。後に(10)で述べるように公社には神戸市から事務費として事務原価(再委託先に支払った報酬等の合計額)の4.8%(請負の場合は6%)が支払われますので、このようなケースでは間に公社を通さず、神戸市が直接設計業者を入札等により選定したほうがコスト削減になります。公社を間に通す理由としては神戸市の部局間にまたがる案件の調整がし易い、工事案件が公社に集中することにより工事をまとめて業者に再委託し易くなり、市が部局で独自に委託するよりもコスト削減につながる、などの理由がありますが、後者の理由に関しては案件集積によるコスト削減効果と事務費として支払う金額とを現在まで比較したことはなく、客観性に欠ける面があります。前者の理由に関しては例えば市の工事発注について各部局共通の窓口となる

専門部局を新たに作る、等で対応できる可能性があります(但し、この場合は神戸市で追加の人件費が発生する可能性がありますので、削減される事務費との比較が必要となってきます)。また、公社が再委託する際に入札による場合、入札業務は神戸市が公社から請け負うので公社としては選定に関する業務も少なく、実質的に市が選定しているのと変わらない場合もあり得ます。特に先述の様な再委託先が1社の単純なケースでは公社に随意契約するコスト面でのメリット・デメリットをもう一度慎重に考慮する必要があるのではないかと考えます。

### ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査意見

再委託先の選定及び再委託先の事務の監督等に関して神戸市の事務負担 が軽いと考えられるケースでは、コスト削減の見地から直接神戸市が業者を 選定する可能性を検討すべきであると思います。

(9)(財)神戸市都市整備公社の事業再委託手続の妥当性の検証について上記(8)で述べた様に、(財)神戸市都市整備公社では神戸市から委託、請負した業務について外部に再委託、再請負に出す場合、「公社等の入札事務受託要領」に基づき1千万円以上の案件については原則として神戸市に入札業務を委託し、入札により業者を選定することになっております。この要領ではその例外として容認される要件は記載されておりませんが、実務上は上記の入札要件に該当するケースでも、例えば完成までの時間的制約により公社が業者と随意契約せざるを得ない場合も発生します。このようなケースでは競争原理が働かないのでコスト高になる場合もありますので、本来はそ

の例外が容認されるケースを規則等により定め、例外に該当するケースでは その理由を記載して承認を受ける手続きが必要と思われます。また、神戸市 の方でも公社への報酬支払額が低減する可能性がありますのでそのチェッ クは必要であると思われます。具体的には神戸市の方で公社に依頼した業務 で上記の要件に当てはまるものは確認可能ですので、その案件で神戸市に入 札依頼が無いものにつきその理由の調査、及び入札依頼の催告という業務が 必要であろうと思われます。今回平成15年度において公社の再委託、再請 負案件を閲覧したところ、入札すべき規模であるにもかかわらず何故入札を 受けていないのかという理由を神戸市の方で画一的に把握するにはいたっ ていないようにみうけられました。この様なケースで神戸市としてのコスト 削減の機会を逃さないためにも上記の様な制度の導入が望まれます。

# ①監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ②監査意見

神戸市が(財)神戸市都市整備公社に随意契約により請負依頼した業務の うち、再請負時に入札要件に当てはまっている案件については、神戸市の支 払額が増加するリスクを回避するためにも、整備公社の入札依頼状況のチェ ック、および整備公社への入札の催告が必要であると思われます。

# (10) 神戸市から(財) 神戸市都市整備公社への事務費支払いについて

(財)神戸市都市整備公社に随意契約により事務委託する場合、公社の事務費(人件費)として事務委託の場合には事務原価の4.8%、請負委託の場合には6%を付加して公社に委託報酬として支払うことになっています(「下水道工事の施工に係る費用の負担基準要綱」第5条第2項を準用)。

この公社事務費が、何故6%、4.8%という数字であるかということについては明確な根拠がありません。平成11年6月においてそれまで(財)神戸市下水道公社に10.5%支払ってきた事務費を、(財)神戸市都市整備公社に事業を引き継ぐにあたり6%に見直した、との資料は存在します。事務費として極端に高い、と考えられる数字ではありませんが、公社以外の事業者に事務委託、事務請負に出す場合には公社のように必ず一定の事務費が確保されている訳ではありませので、平等性に欠ける面が無いとは言えません。公社も神戸市の外郭団体とはいえ独立した法人ですので、本来なら一般事業者と同様の条件で入札に参加し、随意契約すべきであるとの考えも成り立ちます。そうではなく公共的な団体として事務費の支払を続けるのであれば、その数字の算出根拠をもう一度検討し直し、そして情勢変化(例えば平均賃率の変化等)に伴い毎年見直していく制度の導入が必要であると思われます。

### ①監査の結果

(財)神戸市都市整備公社へ随意契約により委託、請負を依頼する場合の 事務費の算出根拠について再検討し、情勢変化に伴い定期的に見直してい く制度の導入が必要と思われます。

### ②監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

# IV 財産管理

1. 固定資産に係る会計処理について

### (1) 概要

下水道事業会計で行っている会計処理の方法で、企業会計が行っている方法と異なっている処理方法が、減価償却費の計算において2点、撤去費及び原状復帰費の処理について1点あります。

### ①減価償却費の計算

①みなし償却については、「I 平成16年決算上の留意事項」に記載の通りです。

### ②償却開始時期

「地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則」第99条1項によれば、「固定資産の減価償却費は、第100条の規定によるものを除くほか、取得の翌年度から定額法によって行う」となっています。

下水道事業会計においても、この規定により行っており、期中取得資産であっても、期末日に取得したことにし、翌年度から定額法で償却を行っています。

### ②撤去費の処理

下水道事業会計では、撤去費は固定資産の取得原価に算入され、これをもとに減価償却費の計算がなされています。

# ③原状復帰費の処理

中部処理場の固定資産の内、1件30,000千円以上について固定資産 台帳と照合した結果、下記原状復帰費用が固定資産に計上されています。

(年)	(種別名)	(索引番号)	(摘要)	(取得価額)	(平成 16 年度簿価)
1996	構築物	3223	震災復旧工事	66,742 千円	65,056 千円
1996	構築物	3534	同	114,558 千円	105, 977 千円

また、実施設計工事費内訳書を抜き取り照合した結果、下表の通り修繕 費処理検討対象支出がありました。

資料: 実施設計工事費内訳書

	2111 2 WEISTON 4 211 119 1
〈 工 事 名〉	〈修繕費処理の検討対象支出〉
①垂水処理場、本場	①既設雨水梁補修工事 29,623 千円
水処理施設設備改修工事	②消化ガス管移設工事 6,839 千円
及び同上耐震補強工事	③耐震補強工事の内取り壊し工事
	3,587 千円
②第3期拡張東工区建設工事	①構造物撤去工事 34,825 千円
	(垂水スポーツガーデン)
③同上 西工区建設工事	①構築物撤去工事 14,386 千円
	(平磯海づり公園管理事務所)
	(栽培漁業センター中間育成施設)
④垂水スポーツガーデン整備工事	①施設撤去工事 3,979 千円
⑤ネットワークポンプ場築造工事	①場内施設撤去工事 23,493 千円
	②舗装撤去工事 7,364 千円
⑥苅藻島連絡管廊補強工事	①シールド部補修工事 14,450 千円
⑦須磨浦汚水幹線布設工事	①残土処分 216,605 千円
(その1)	

### (2) 監査の結果

下水道事業会計では、資本的支出と収益的支出の区別が企業会計のように明確に区別されてません。撤去費及び原状復帰費は、企業会計では明らかに固定資産の取得原価に含めるべきでない支出です。従って、固定資産を計上する際には、見積書等証憑書類をよく吟味し、取得原価となるものと、費用となるものとを明確に区別する必要があります。

### (3) 監査の意見

減価償却費の計算

### ①みなし償却

「I 平成16年決算上の留意事項」に記載の通りです。

### ②償却開始時期

企業会計では、費用収益対応の原則を適用するため、固定資産の使用開始時点で収益を獲得するための費用として減価償却費の計算を開始します。従って、下水道事業会計の業績を適正に計算するためには、固定資産の減価償却費の償却開始時期を試運転が終わり、実際に使用開始した時点を取得日とし、取得日から減価償却費を計算すべきです。

### 2. 財産管理の一元化について

### (1) 監査の目的

建設局が管理している公有財産が、厳格に管理され、運用されているかを検証することにあります。

### (2) 監査の手続

視察に出向いた東灘処理場(東水環境センター)の土地調書、土地謄本及び地籍 図との照合を行いました。

# (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### (4) 監査の意見

建設局が管理している東灘処理場の土地の土地調書と土地謄本及び地籍図とを照合しました結果、分筆された土地の中でみなと総局管轄の土地が建設局の土地に点在しています。建設局の土地、みなと総局の土地とも神戸市の公有財産である限り、土地の管理・運用の効率性の観点から、その使用状況機能から所有する一つの部局で一元管理することが望ましいと考えます。

### 3. 財産管理の現物確認について

### (1) 概要

- ① 視察及び担当者への質問を行いました(東灘処理場(東水環境センター)、中 部処理場、新和田岬ポンプ場、垂水処理場)。
- ② 各種関連帳簿・証憑(建設仮勘定明細表、当年度精算表、固定資産台帳事業 費割り振り表、工事完成検査合格報告書他工事関係証憑一式、物品不用決定兼 処分決議書、登記簿謄本及びその他固定資産の取得・管理・処分に関する帳簿・ 証憑)との照合を行いました。
- ③ 固定資産の取得、管理及び処分についての法令の適合性について 固定資産の取得、管理及び処分については、地方公営企業法第33条、 (神 戸市)地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則89条~及び神戸 市公有財産規則に規定されている通りに、取得、管理及び処分がなされており、 法令に適合していました。

また、固定資産の取得から固定資産台帳の記入までの手続きを検証しましたが、特に問題となるようなものはありませんでした。

### ④ 遊休固定資産の有無について

遊休固定資産の有無については、視察及び担当者に質問をした結果、その存在は認められませんでした。

### (2) 監査の結果

### 識別票の不貼付について

視察を行った事業所について、機械装置、工具器具備品の物品に固定資産 ナンバー、取得年月日及び資産名等が記載される識別票が全く貼付されておりませんでした。

識別票は、現物を管理する上で必要となりますし、現物確認の手続きを効率的に行う上でも必要なものですので、識別票の貼付は必要と考えます。

### (3) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### 4. 投資の効率性について

### (1) 新和田岬ポンプ場建設(雨水関連)

### ①概要

現在の和田岬ポンプ場は昭和35年に建設され、以下の不具合が生じてきたため、現在の和田岬ポンプ場の北側に新和田岬ポンプ場が建設されております(工事開始平成14年12月、供用開始予定平成19年4月頃)。

### ア 施設の地盤沈下と老朽化

現在のポンプ場は埋立地に建てられたものであり、時の経過とともに地盤が沈 下し、ポンプ稼動にも影響が出始めています。また、昭和35年に建築されたも のであるため、施設自体も老朽化し、維持するためのコストも高くなってきています。

### イ エンジン駆動ポンプの製造の中止

ポンプ場のメイン機器であるエンジン駆動ポンプの製造が中止され、万一の故 障の対応が困難になってきています。

### ウ 排水区域の追加による能力不足

浜中ポンプ場流域の見直しによる、従来の排水区域に加え、平成12年12月より、遠矢浜地区、高松地区(約42ha)が編入されました。

新施設の計画時の予測は、他の政令指定都市と同様に10年に1回の災害に対応するように計画されています。具体的には、「流出係数」(雨水1に対して、ポンプ場に送られる量を計数化したもの)が現設備の0.6から新設備では都市の平均的なレベルである0.85に設定されています。また、「降雨強度」を65mm/hから82mm/hにあげています。以上から、雨水排除能力は現設備の約10m³/秒から24m³/秒へとなる予定であります。

以上の結果、新和田岬ポンプ場の建設については、他の政令指定都市と同等の レベルを目指したものと結論付けられます。

### ②監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ③監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### (2) 垂水処理場(北側)(汚水関連)

### ①概要

垂水処理場は、下水道ネットワーク計画(阪神・淡路大震災で得た教訓を生かし、

処理場間をネットワーク幹線で連絡することによって、1つの処理場が被災しても、この幹線を利用して汚水を他の処理場へ送水し、処理すること)の構想を受けて、2010年に予定されている中部処理場(現在の処理能力77,900㎡)の廃止や、並びに、鈴蘭台処理場の高度処理場化(現在の処理能力43,875㎡から16,000㎡へと27,825㎡減少)の受け皿(上記2処理場の減少分105,725㎡)として第3期の拡張が計画されました。

垂水処理場の全体構想は、2025 年完成となっています。これは神戸市のマスタープラン(現在の神戸市人口 1 5 2 万人に対して 2025 年同 180 万人)を想定しての計画となっています。

現在、2010年完成の第一期計画として建設が行われており、ネットワークポンプ場は 2025年完成の全体構想に対応できる形で段階的な建設計画がなされています。

### ②監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

#### ③監査の意見

2025 年のマスタープラン通りに推移しているかどうかについては検証できていないが、現在は段階的な設備投入がなされており、今後全体構想に見合う施設整備がなされると、過大施設となる可能性があります。

また、将来の需要予測について人口をベースとして施設の規模が決定されています。神戸市の場合、ポートアイランド第2期工事のように、企業の誘致にも力を入れているわけでありますから、例えば、進出企業の予測データをできるだけ実態に即した形で加味する等、予測精度の向上に努めていくことも必要であると思われます。

# (3) 玉津処理場の拡張工事

### ①概要

### ア 拡張工事の概要

工期は平成8年10月から平成11年10月、供用開始は平成11年11月となっています。 処理能力は、高度処理として41,000 ㎡となり、既存設備(標準活性汚泥法75,000㎡)と併せて116,000㎡の処理能力となっています。

### イ 拡張工事計画時の需要予測

平成元年から平成6年の処理水量実績に基づいて、平成11年から平成13年度の予測水量を計算し、そこからの推定値116,000㎡と既存設備との差41,000㎡に見合う設備が建設されました。

### (処理水量実績)

平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
44, 444 m <sup>3</sup>	54, 889 m³	61, 426 m <sup>3</sup>	65, 506 m³	51, 578 m³	75, 570 m³

### (予測水量)

平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
107, 188 m³	113, 181 m <sup>3</sup>	119, 175 m³

### ②監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### ③監査の意見

平成16年度実績処理水量は、79,421 ㎡となり、当初需要予測の 68.4%にとどまっています。この原因は、阪神・淡路大震災の影響もあったこともありますが、予想した以上にニュータウン開発が進まず、それに伴う人口増が見込めなかったことによります。結果、処理水質を高度化する取組みがなされ有効に活用する努力はなされているが、施設の余裕が生じています。

また、将来需要予測の基礎数値については、「(2) 垂水処理場」の結論で述べたことがそのまま当てはまります。

### 5. 共同溝について

### (1) 監査の目的

国道2号神戸共同溝事業について、昭和63年から着工され、現在まで神戸市下 水道事業会計から19億円投資されていますが、未供用のままとなっています。

従って、監査の目的は、現状の把握と今後の対応を検証すると共に、投資の効率 性を検証することにあります。

### (2) 監査の手続

関係者に質問すると共に、関係書類の閲覧を行いました。

①国道2号神戸共同溝事業計画の内容

共同溝事業は「道路構造の保全と円滑な道路交通の確保」を図ることを目的として国土交通省により国道2号に共同溝の整備が進められています。共同溝自体の計画は、兵庫区大橋9丁目交差点付近から東灘区田中町交差点付近(一部神戸道路管理者による神戸浜手共同溝1.5kmを含む)までの約15kmが計画されています。このうち神戸市下水道事業としては、以下の理由により第一共同溝及び第三共同溝に参画しているのみであります。

共同溝……二つ以上の<u>公益事業者の公益物件</u>を収容するため、<u>道路管理者</u>が道路 の地下に設ける施設をいう。

> ※公益事業者の公益物件・・・電線(電話線含む)、ガス管、水道管、 下水道管

※道路管理者・・・国道2号は国(国土交通大臣)

# (第一共同溝第一次及び第二次の参画の理由)

既存の兵庫低区汚水幹線の能力不足の解消と主要幹線の2条化のため、新兵庫低 区汚水幹線の築造を目的として参画しています。

(第一共同溝第三次及び第三共同溝の参画の理由)

昭和26年に敷設された生田低区汚水幹線の施設更新と臨港地区の整備による需要増を見込み参画しています。

# ②現状

ア 国が行っている共同溝事業について、神戸市の下水道事業として参画していますのは、表の通りであります。

建設省告示日	計画工期	実際工期	供用事業体	供用開始日
1. 第一共同溝(「	 中央区波止場町〜兵		L 280 メートル	
①第一次				
S63. 3. 10	S63∼H4	S63∼H4	大阪ガス	Н5.4.1
			関西電力	H5.4.1
			NTT	H5.4.1
②第二次				
H4.9.24	①H 1 ~H 4	H 4 ∼H 9	大阪ガス	H12. 3.31
			他は未供用	
	② -	H 7 ∼H15	大阪ガス	H16. 4. 3
			他は未供用	
③第三次				
Н1.9.26	①H 1 ~H 5	H 1 ∼H 7	大阪ガス	Н9.3.25
			関西電力	Н9.3.25
			NTT	Н9.3.25
	2 -	H 5 ∼H 9	未供用	
2. 第三共同溝(「	中央区浜辺通4丁目~	~中央区波止場町	) 750 メートル	
H5.6.29	H8∼H11	H 5 ∼H22	未供用	
			H17.3 に接続	
			部を除き完成	

上記の表のように、国が行っています共同溝事業について、神戸市は現在も未供 用となっています。また、総事業費 16,698 百万円のうち、神戸市下水道事業負担金 1,991 百万円の支払は、昭和63年度28百万円、平成元年度92百万円、平成2年度175百万円、平成3年度94百万円、平成4年度59百万円、平成5年度239百万円、平成6年度373百万円、平成7年度400百万円、平成8年度357百万円、平成9年度144百万円、平成11年度10百万円、平成12年度16百万円及び平成13年度4百万円となっています。

当初の計画では、昭和63年工事開始から平成11年に神戸市下水道事業が参画している共同溝が完成し、供用される予定でありました。

イ 現在、未供用になっている理由は、以下の通りであります。

(ア) 幹線接続が未施工であります

順次幹線接続を実施しており、平成17年度には接続が完成する予定であります。

(イ) 共同溝の所有者である国との間で、共同溝の維持管理に関する管理協定が未 締結であります

今回の共同溝では、共同溝の内部に直接汚水を流す方式がとられています。 (現在一般的な方式は、共同溝の中に市の所有による管渠を敷設し、それに汚水を流し、維持管理に関する管理協定を結ぶことなく、完成すれば、すぐに供用できる方式であります)

平成7年に起きた阪神・淡路大震災によって共同溝自体が外部ばかりではなく内部も損傷が生じています。また昨年の台風による水抜き孔からの水の逆流による防水シートのはがれ等が生じています。共同溝自体の所有権が国にあり、また維持管理に関する管理協定が締結されていない現状では、神戸市が自ら共同溝内部の損傷に対して補修等を実施することは出来ない状況にあり、補修費の負担関係等、問題を複雑化している状況にあります。

現在、神戸市と国(近畿地方建設局(現在は、整備局)兵庫国道工事事務所)

との間で平成8年度より「共同溝に関する打ち合わせ」が数回開催されており (直近では平成16年5月12日、5月25日、8月19日、平成17年7月 4日、8月23日)、現状の打開と供用開始に向けて鋭意努力している状況で あります。

### ③今後の課題

今後の課題として神戸市では、以下の課題を検討しています。

- ア 国との間で維持管理に関する管理協定の早期締結
- イ 汚水のネットワーク幹線と併せた施設の効率的な運用 平常時、非常時の状況に応じた運用方法についての検討
- ウ 既設生田低区汚水幹線の劣化度調査、改築更新計画及び活用 共同溝の供用開始に伴い、既設生田低区幹線の劣化度調査が可能となるため、 改築更新計画に併せた調査計画の立案
- エ 既設兵庫低区汚水幹線の劣化度調査、改築更新計画及び活用 共同溝の供用開始に伴い、既設兵庫低区幹線の劣化度調査が可能となるため、 改築更新計画に併せた調査計画の立案

### (3) 監査の結果

この共同溝に対してすでに19億円が支払われています。この共同溝が神戸市 民にとって有益なものであるならば、投資回収を図るためにも早期に維持管理に 関する管理協定を結び、一日も早い供用開始に努めるべきであります。

また、当初の供用開始予定が平成 11 年度であり、今現在でも未供用の状態が続いています。確かに平成7年に起きた阪神・淡路大震災があったためその補修等で完成が伸びたこともありますが、伸びている原因を究明し、今後の共同溝の参画への参考にすべきであります。

# (4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事はありません。

# V 人件費

# 1. 人件費について

# (1) 概要

下水道事業においては、高齢者の活用や業務の委託化等により、人件費の抑制及び効率的な人員配置に取り組んでおり、効率的で効果的な執行体制の確立に努めています。

# ① 下水道事業にかかる職員人件費の推移は下記の通りです。

単位;千円

人件費	1 2 年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度
(損益勘定)					
給料	1, 646, 570	1, 653, 584	1, 264, 991	1, 121, 152	1, 111, 592
手当	1, 932, 042	1, 932, 384	1, 515, 432	1, 410, 711	1, 391, 999
扶養手当	87, 207	86, 962	67, 848	59, 212	54, 709
調整手当	177, 984	178, 892	136, 105	120, 898	119, 687
時間外勤務手当	241, 511	259, 827	189, 448	168, 658	165, 888
特殊勤務手当	111, 877	108, 986	88, 431	82, 644	81, 440
期末勤勉手当	797, 236	793, 341	570, 015	522, 980	513, 686
通勤手当	70, 226	69, 390	49, 002	44, 563	41, 803
退職手当	350, 000	334, 913	350, 000	350, 000	350, 000
住居手当	41, 269	41, 184	31, 468	29, 216	28, 566
その他手当	53, 248	55, 974	30, 147	30, 050	33, 307
児童手当	1, 480	2, 910	2, 965	2, 460	2, 910
法定福利費	588, 448	586, 070	473, 607	438, 585	444, 424
計	4, 167, 061	4, 172, 039	3, 254, 032	2, 970, 449	2, 948, 016
給料+手当(除 退職)+法定 福利費	3, 817, 061	3, 837, 126	2, 904, 032	2, 620, 449	2, 598, 016
派遣職員分 控除後	3, 308, 716	3, 310, 225	_	_	_
職員数	322	319	276	256	251
*1 派遣職員数	54	56	_		
*2 一人当たり人件費	10, 275	10, 376	10, 521	10, 236	10, 350

(資本勘定)					
給料	464, 694	468, 118	434, 984	399, 551	405, 499
手当	541, 389	538, 447	480, 835	454, 334	443, 979
扶養手当	26, 590	25, 503	22, 873	19, 998	20, 449
調整手当	51, 798	51, 995	48, 329	44, 209	45, 134
時間外勤務手当	59, 027	59, 139	42, 094	37, 149	35, 189
特殊勤務手当	7, 186	6, 927	6, 260	7, 769	7, 809
期末勤勉手当	230, 305	229, 013	198, 809	188, 336	189, 887
通勤手当	22, 816	22, 642	21, 643	20, 242	18, 905
退職手当	100, 000	99, 749	100, 000	100, 000	86, 314
住居手当	12, 377	12, 411	11, 553	11, 065	11, 055
その他手当	30, 597	30, 060	28, 017	24, 437	28, 329
児童手当	690	1,005	1, 255	1, 125	1, 715
法定福利費	158, 237	157, 352	144, 384	133, 913	141, 144
計	1, 164, 321	1, 163, 918	1, 060, 204	987, 800	990, 624
給料+手当(除 退職)+法定 福利費	1, 064, 321	1, 064, 169	960, 204	887, 900	904, 310
職員数	104	103	97	95	94
一人当たり人件費	10, 233	10, 331	9, 899	9, 346	9, 620
*3 公民格差率	0. 12	0.08	-1. 73	-0. 92	_

- \*1 派遣職員の給与については、派遣職員法の改正により、H14年度より派遣先で処理している
- \*2 H12 年度及び H13 年度の(損益勘定にかかる)一人当たり人件費は、派遣職員控除後の給与及 び諸手当(除 退職)、法定福利費を、派遣職員を除いた職員数で割ったもの
- \*3 公民格差率= (民間給与の平均-市職員給与の平均) /市職員給与の平均

# ②人件費の他都市との比較は下記の通りです。

H16 年度人件費

単位;千円

損益勘定	職員給与費	職員数	一人当たり人件費
札幌	4, 872, 015	462	10, 545. 49
仙台	1, 914, 117	201	9, 522. 97
千葉	1, 039, 631	105	9, 901. 25
川崎	3, 815, 824	340	11, 223. 01
横浜	8, 077, 218	838	9, 638. 68
埼玉	664, 162	71	9, 354. 39
東京	29, 580, 244	2, 512	11, 775. 57
名古屋	9, 804, 015	953	10, 287. 53
京都	5, 776, 254	509	11, 348. 24
大阪	20, 546, 493	1,859	11, 052. 44
神戸	2, 943, 115	251	11, 725. 56
広島	2, 456, 690	269	9, 132. 68
北九州	1, 117, 373	116	9, 632. 53
福岡	1, 523, 665	170	8, 962. 74
資本勘定	職員給与費	職員数	一人当たり人件費
資本勘定 札幌	職員給与費 1,290,604	職員数	一人当たり人件費 9,218.60
札幌	1, 290, 604	140	9, 218. 60
札幌仙台	1, 290, 604 788, 956	140 92	9, 218. 60 8, 575. 61
札幌 仙台 千葉	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886	140 92 109	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84
札幌 仙台 千葉 川崎	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144	140 92 109 98	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144	140 92 109 98 262	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜 埼玉	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851	140 92 109 98 262 66	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜 埼玉 東京	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851 7, 502, 286	140 92 109 98 262 66 779	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00 9, 630. 66
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜 埼玉 東京 名古屋	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851 7, 502, 286 1, 997, 933	140 92 109 98 262 66 779	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00 9, 630. 66 8, 724. 60
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜 埼玉 東京 名古屋 京都	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851 7, 502, 286 1, 997, 933 1, 574, 749	140 92 109 98 262 66 779 229 166	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00 9, 630. 66 8, 724. 60 9, 486. 44
札幌 仙台 千葉 川崎 横浜 埼玉 東名古屋 京都 大阪	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851 7, 502, 286 1, 997, 933 1, 574, 749 2, 159, 137	140 92 109 98 262 66 779 229 166 224	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00 9, 630. 66 8, 724. 60 9, 486. 44 9, 639. 00
札幌 仙 千 葉 川 横 玉 東 名 京 末 大 神 一	1, 290, 604 788, 956 1, 031, 886 875144 2, 539, 851 7, 502, 286 1, 997, 933 1, 574, 749 2, 159, 137 990, 624	140 92 109 98 262 66 779 229 166 224	9, 218. 60 8, 575. 61 9, 466. 84 8, 930. 04 9, 694. 09 0. 00 9, 630. 66 8, 724. 60 9, 486. 44 9, 639. 00 10, 538. 55

一人当たり人件費=職員給与費(基本給+手当+退職給与金+法定福利費)÷職員数

# ③ 平均年齢の他都市との比較は下記の通りです。

都市名	平均年齢	都市名	平均年齢	都市名	平均年齢	都市名	平均年齢
札幌	47	横浜	45	京都	47	北九州	42
仙台	42	埼玉	_	大阪	43	福岡	42
千葉	45	東京	48	神戸	47		
川崎	45	名古屋	45	広島	44		

# (2) 監査の手続

担当者に質問し概要の把握を行い、推移分析や他都市との比較分析を行いました。

# (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

## (4) 監査の意見

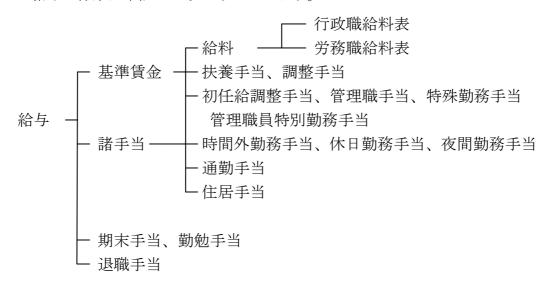
人件費については、人員の削減が行われ、人件費総額及び一人当たり人件費も減少傾向にあり、一定の費用削減効果が現れています。しかし、年齢構成の違いや退職給与金の計上方法の差異等により、単純な比較は難しいものの、他都市との比較では、依然高いレベルにあることから、一層の努力が望まれます。

### 2. 給与について

### (1) 概要

下水道事業の人件費については、「神戸市職員の給与に関する条例」及び「神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」等の規定に基づき、計算された額が支給されています。

給与の体系は下記のようになっています。



給与については、「給与削減に伴う給料等の取り扱い」に基づき、平成15年4月1日から平成18年3月31日の間、削減後の給料表により、給料(給料の調整額を含む)及びこれらにかかる調整手当を支給するとされています。また初任給基準、休職給、海外派遣者の給与についても同様に取り扱われています。

# (2) 監査の手続

7月給与台帳より、行政職・労務職より任意に3名抽出し、給与及び諸手当の計算根拠の規程及び証憑(職務履歴、辞令、扶養申告、各種届出書等)と 照合し、下記の点を検証しました。

- ・人事データについて、正しく給与計算に反映されているか
- ・職員の届出を要する諸手当について、必要な書類が提出され、それ が保管されているか
- ・所属の報告を要する諸手当について、必要な報告がなされ、承認が得ら

れているか

・給料及び諸手当が正しく計算されているか

# (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### (4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### 3. 特殊勤務手当について

### (1) 概要

危険や不快を伴うとして支給されてきた特殊勤務手当については、神戸市による見直しが行われており、大幅に削減が予定されています。下水道事業についても、17種の特殊勤務手当の廃止(内、認定替2種)及び4種の特殊勤務手当の減額が予定されており、現行通り残されるのは、災害待機及び年末年始出務に関する手当の2種のみの予定とされています。

### (2) 監査の手続

給与と同様に7月の給与台帳より、任意に抽出した数名について、特殊勤務手当の計算根拠の規程及び証憑(特殊勤務手当認定申請書、外勤報告等) と照合しました。

# (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

# (4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

# 4. 賞与について

# (1) 概要

期末手当及び勤勉手当については、「職員に対する期末手当等の支給に関する条例」第2条(期末手当)及び第3条(勤勉手当)において下記の通り定められており、期末手当額等を支給することされています。

# ①期末手当(第2条)

期末手当は、6月1日又は12月1日にそれぞれ在職する職員に対 し支給するとされています。

期末手当の額は、算定基礎額に、6月1日に在職する職員に支給する場合においては、100分の140、12月1日に在職する職員に支給する場合においては、100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の、次の各号に定める割合を乗じて得た額とされています。

### <支給割合>

(1)	6月	100分の100
(2)	5月以上6月未満	100 分の 80
(3)	3月以上5月未満	100 分の 60
(4)	3月未満	100 分の 30

期末手当=基準給×支給率×在職期間に応じる支給割合

# ②勤勉手当(第3条)

勤勉手当は、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という)に、 それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるそ の者の勤務成績に応じて支給するとされています。

勤勉手当の額は、算定基礎額に100分の70を乗じて得た額に、任命権者が市長の定める基準に従って乗じて得た額を支給するとされています。

勤勉手当=基準給×支給率×在職期間に応じる支給割合

### (2) 監査の手続

賞与支給台帳より、行政職・労務職より任意に3名抽出し、賞与支給額の計算根拠の規程及び証憑等と照合し、下記の点を検証しました。

- ・基準給算定の基礎となる、給料月額、扶養手当、調整手当等について正 しく把握され、基準給の額が正しく計算されているか
- ・支給率及び支給割合に誤りはないか
- ・期末手当及び勤勉手当の計算が適正に行われているか

### (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### (4) 監査の意見

勤勉手当については、基準日以前6月以内の勤務成績に応じて支給される ことと規定されていますが、懲戒処分や長期欠勤等のない限り、通常の出勤 状況であれば満額支給されており、内容としては期末手当と実質的に違いは ありません。平成18年度から、部長級職員、課長級職員を対象に、勤勉手当の一部に業績や職務遂行能力等の勤務成績を反映することが予定されていますが、今後とも勤勉手当本来の制度趣旨を踏まえ、勤勉手当への勤務成績反映のあり方について検討していくことが望まれます。

### 5. 賞与引当金について

### (1) 概要

賞与引当金については、地方公営企業法においては規定されていない ことから、計上されていません。

### (2) 監査の手続

規程を閲覧し、担当者に質問を行い、概要の把握を行いました。

### (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### (4) 監査の意見

地方公営企業法においては、具体的に賞与引当金について規定されていないが、地方公営企業法が発生主義の考え方をとっており、下水道事業の期末手当及び勤勉手当については、引当金の「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることのできる場合」という要件に該当することから、当期の費用又は損失として引当金に繰り入れる必要があります。

規程によれば、期末手当は算定基礎額に一定割合を乗じて計算されているが、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における在職期間とされており、また勤勉手当についても、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における勤務期間となっていることから、基準日以前6月の期間が実質的に支給対象期間と考えられ、決算時には、12月1日から3月31日までの4月分は既に発生していると考えられます。 発生金額も合理的に見積もることが可能であることから、支給見込額を引当金として計上しておく必要があります。

平成16年度の要引当額を平成17年7月の支給額に基づき計算すると下 記のようになります。

### <7月支給額に基づく概算額>

 収益的支出
 245 百万円
 × 4/6 = 163 百万円

 資本的支出
 91 百万円
 × 4/6 = 60 百万円

 計
 224 百万円

### 6. 退職金について

### (1) 概要

退職手当については、「神戸市職員退職手当金条例」及び同施行規則により、職員が退職したとき又は在職中死亡したときは、普通退職等(第8条)及び整理退職等(第9条)の各々の計算方法により、算定された退職手当が支給されます。

### ①普通退職等の場合(第8条)

整理退職等に該当する場合を除き、退職し、又は死亡した者に 対する手当の額は、退職時の給料月額に、勤続年数を次の各号に 掲げる割合を乗じて計算した合計額とされています。

(1)	10年以下の期間	100 分の 100
(2)	10 年を超え 15 年以下の期間	100分の140
(3)	15 年を超え 20 年以下の期間	100 分の 150
(4)	20 年を超え 25 年以下の期間	100分の170
(5)	25 年を超え 30 年以下の期間	100分の180
(6)	30 年を超える期間	100 分の 120

勤続期間が5年以下であるときは、100分の65を乗じて得た額とされており、勤続年数による支給割合に基づき算定された手当の額が、給料月額に59.28を乗じて得た額とされています。

退職手当=退職時の給料月額 × 勤続年数 × 支給割合

### ②整理退職等の場合(第9条)

行政整理により退職した者、定年に達したことにより退職した者、 その他これらに準ずる事由により退職した者であって規則で定めるも の、死亡したものであってこれらに準ずるものとして規則で定めるも の等に対する手当の額は、退職時又は死亡時の給料月額に、勤続年数 を各号に掲げる割合を乗じて得た額とされています。

退職手当=退職時(死亡時)の給料月額 × 勤続年数 × 支給割合

# (2) 監査の手続

退職者リストより、任意に3名抽出し、退職金の計算根拠の規程及び 証憑等と照合し,下記の点について検証しました。

- ・給料月額が正しく把握されているか
- ・勤続年数が正しく計算されているか
- ・適用されている支給率は、勤続年数及び退職事由から適切に算定 されているか
- ・退職手当の金額の計算が正しく行われているか
- ・支給に関する決裁手続が適切に行われているか

# (3) 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

### (4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

### 7. 退職給与引当金について

### (1) 概要

下水道事業会計においては、退職給与引当金については、当該事業年度末日に在職している職員全員が普通退職する予測額を引き当てておくことを目標としており、期末要支給額の5,868百万円(下記参照)が計上されている必要があります。しかし、17年3月末現在では貸借対照表上2,226百万円が計上されているのみであります。これは、現行以上の引当金を計上することが下水道事業経営を大きく圧迫することから、見込まれる退職

手当の支給額を超える引当額を予算計上し、予算の範囲内での可能額を引き当てており、平成17年3月期においては、436百万円を積立て、406百万円を取崩す処理をしています。この結果、要引当額5,868百万円に対して、貸借対照表計上額は3,642百万円の計上不足となっています。

# <期末要支給額 試算額>

# 職員全員の普通退職時における支給額

	(人数)	(平均勤続年数)	(平均年齢)	(平均月給) 円
総係費	251	28. 63	47. 68	369, 055
整備費	94	24. 20	44. 54	359, 485
派遣職員	90	26. 41	46. 11	364, 270

# 期末要支給額の計算

百万円

総係費	251	×	369, 055	X	39. 3	=	3, 640
整備費	94	×	359, 485	×	31. 3	=	1,057
派遣職員	90	×	364, 270	×	35. 7	=	1, 170
計							5, 868

平成16年度末 残高 2,226(37.9%)

# <退職給与引当金の推移>

百万円

	H 1 2	Н13	H14	H 1 5	H16
積立て額	450	434	450	450	436
取り崩額	316	599	431	329	406
退職者数	11	22	16	13	15
期末残高	2, 222	2, 057	2, 076	2, 196	2, 226

# (2) 監査の手続

規程を閲覧し、担当者に質問を行い、概要の把握を行いました。

# (3) 監査の結果

退職給与引当金については、少なくとも自己都合退職の場合の期末要支給額を計上しておく必要があります。引当不足額3,642百万円については、下水道事業会計の経営状況も勘案しながら、一定の年数(平均残余勤務期間内、例えば15年)で規則的・計画的に充当していくことを検討する必要があります。

# (4) 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。

# VI 環境会計への取組について

### 1. 概要

環境会計は地方自治体の間でも関心は高まりつつある中での、神戸市の下水道事業として環境会計に対してどのように対応しているかについて検証することにあります。

※環境会計とは、環境保全への取り組みを定量的に評価するための仕組みであり、 環境活動に関して、いくら経営資源を投入し、どれほどの効果を上げたかを測定す るための経営手法(ツール)をいう。

### (1) 現状

神戸市の下水道事業の環境への取り組みについては、小冊子「水環境レポート」(平成14年度のデータをベースに平成15年度に公表)を作成し、配布及びホームページで公表しています。また、平成15年10月より、民間からアクアサポーターを登用し、下水道事業の理解の普及を図っています。

(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/30/031/report.html)

この「水環境レポート」は、環境省が公表している環境会計ガイドライン(199年3月公表の「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間とりまとめ)、2002年3月公表の「環境会計ガイドライン2002版」、2002年6月公表の「環境会計ガイドブック2002年版」及び2003年4月公表「環境保全コスト分類の手引き2003年版」)に則った報告書ではなく、下水道事業の環境への取り組みを市民に向けて公表するサービスの一環として位置づけられています。

なお、環境会計ガイドラインに則った報告書は、平成18年2月の公表に向けて 作成中であります。 ※アクアサポーターとは、下水道事業の広報・啓発活動を市と一緒に考え、地域で主体的に活動してもらう神戸市下水道の市民応援団。

具体的な活動・・・平成 15 年度は、事業概要の説明会や施設見学会、排水設備の手入れなどを学ぶ講習会への参加を通じてサポーターの認識を高め、イベント等 PR 活動への参加や市民にわかりやすいパンフレットの作成作業を行っておられます。

平成 16 年度は、地域における広報・市民啓発活動の実践や、イベント等 PR 活動への企画段階からの参加に加え、市民の目から見たわかりやすい下水道事業の PR ビデオの作成にも企画段階から参画いただいておられます。

# (2)「水環境レポート」の内容

「水環境レポート」の内容は以下のようになっています。

#### ①「下水道の役割」

下水道の役割については、「生活環境の改善」・「浸水の防除」・「公共用水域の保全」・「資源の有効利用」の4つの観点から簡単にその概要を説明しています。

### ②「事業の実績」

「汚水の処理」・「汚水処理の普及拡大」・「浸水対策(雨水対策)」を14年度の 実績値を使って説明しています。

### ③「よりよい水環境のために」

「高度処理の推進」・「下水処理水の有効利用」の2項目について説明しています。

### ④「下水道の新たな取り組み」

「省エネルギー地球温暖化防止」・「下水道のリニューアル」の2つの観点から 説明しています。

### ⑤「下水道のコスト」

「汚水処理のコスト」・「浸水対策のコスト」の2つの観点から説明しています。

### (3) 神戸市の今後の対応

環境会計ガイドラインに則って環境報告書を提出している都市は、全国 15大都市の中では、札幌市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び 福岡市の7都市であります。神戸市も平成18年2月の公表を目指しています。 その概要は以下の通りであります。

### ①チーム編成

建設局下水道河川部計画課計画係、同部経営管理課管理係及び同局総務部庶務 課経理第2係が担当しています。

# ②環境会計適用の対象と目的

#### ア対象

(ア)対象年度:平成16年度

(イ)対象範囲:汚水処理に係る事業

### イ 目的

目的は、担当者との面談の中で以下のように定義されています。

「下水道事業の役割は、生活排水等の汚れた水を集めて処理・浄化してから川や海に戻すことで、水環境を保全し、水の循環的な利用を可能にするという重要な責務を担っています。しかし、処理の過程での大量のエネルギーや資源を必要とし、自然環境に対して大きな負荷を与えています。そこで、環境保全のために実施していることについて、保全に要した費用、保全による効果、経済効果を明らかにして、市民の皆様に理解される下水道事業を進めると共に、より効率的な事業運営に努めることを目的としています。」

### ウ 環境会計の構成要素

- (ア) 環境保全コストの計算方法、集計方法
  - i. 公害防止対策 ii. 資源有効利用 iii. 事業活動を行うのに費やした 金額を維持管理費、減価償却費の別で算出します。
    - (例) 臭気対策

維持管理費・・・脱臭設備の運転に伴う費用

減価償却費・・・脱臭設備の初期投資費を使用可能年数で割った費

用

(イ) 環境保全効果の計算方法、集計方法

公害防止対策、資源の有効利用、事業活動について、管理年報並びに各 施設の管理値を基に数値を算出します。

温室効果ガスについては、各々の値を換算値により、t-C02 単位に変換して表す。

- (例) せせらぎの供給量・・・○○m³/年消化ガスの利用 ・・・○○m³/年
- (ウ) 環境保全対策に伴う経済効果の計算方法、集計方法

環境保全対策を進めた結果、下水道事業に貢献した効果を、電力・ガス・ 重油・水道等の単価を基に貨幣単価で表します。

(例) 消化ガスの削減量を、都市ガス代替と考えた場合の削減費用

# 2. 監査の結果

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

3. 監査の意見

監査の意見として特記すべき事項はありません。